

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成21年3月2日（月）

厚生労働省社会・援護局（援護）

## 説 明 資 料 目 次

	頁
第 1 平成21年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 中国残留邦人等に対する支援について -----	2
第 3 遺骨収集等慰霊事業について -----	8
第 4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	11
第 5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について -----	13
第 6 時効失権防止対策について -----	14
第 7 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について -----	15
第 8 援護年金に係る受給権調査等について -----	16
第 9 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	17
第10 旧令共済組合員期間の履歴証明等について -----	18
第11 旧ソ連・モンゴル抑留者の資料整備について -----	19
第12 未帰還者等調査について -----	21
第13 北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問について -----	23

## 参 考 資 料 目 次

		頁
第 1	平成21年度予算案事項別内訳 (援 護 企 画 課)	25
第 2	平成21年度援護関係主要行事予定表 (案) ( " )	28
第 3	昭和館について ( " )	29
第 4	しょうけい館について ( " )	30
第 5	戦傷病者特別援護法関係統計表 ( " )	31
第 6	中国残留邦人等の数 (中国孤児等対策室)	32
第 7	中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート ( " )	34
第 8	中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター 及び中国帰国者支援・交流センター一覧 ( " )	35
第 9	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 ( " )	36
第10	中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査 ( " )	37
第11	平成20年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施状況 (外 事 室)	93
第12	平成21年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施予定地概見図 ( " )	94
第13	戦没者遺骨の伝達実績 ( " )	95
第14	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について (援 護 課)	96
第15	時効失権防止対策について ( " )	97
第16	援護年金の遺族年金等に係る額の改定について ( " )	98
第17	平成21年度における援護年金の額の改定 (援 護 課 ・ 審 査 室)	99
第18	戦没者等の妻に対する特別給付金 (第二十二回特別給付金) 請求書 の処理状況調 (援 護 課)	100
第19	戦傷病者等の妻に対する特別給付金 (第二十三回特別給付金) 請求書 の処理状況調 ( " )	101
第20	戦没者の父母等に対する特別給付金 (第二十四回特別給付金) 請求書 の処理状況調 ( " )	102
第21	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (第八回特別弔慰金) 請求書 の処理状況調 ( " )	103
第22	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	104
第23	旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表 (業 務 課)	105
第24	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国孤児等対策室 調 査 資 料 室)	107

# 說明資料

# 第1 平成21年度社会・援護局援護関係予算案について

【20年度予算】

【21年度予算案】

54,657百万円	→	49,750百万円※
-----------	---	------------

※社会・援護局（援護）計上分 40,571百万円

社会・援護局（社会）計上分 9,179百万円

- |     |   |  |
|-----|---|--|
| 1   | 援護年金<br>(受給人員   | 39,617百万円 → 35,022百万円<br>21,085人 → 18,609人)                    |
| 2   | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給<br>(支給事務に要する経費)<br>・国債額面 24万円(6年償還) | 0 → 64百万円  |
| 3   | 戦没者の遺骨収集等の推進  | 845百万円 → 913百万円  |
| (1) | 遺骨収集等   | 515百万円 → 587百万円  |
| (2) | 戦没者遺児による慰霊友好親善事業<br>(うち、民間建立慰霊碑等整理事業                    | 308百万円 → 308百万円<br>(14地域1,008人) (14地域1,008人)<br>19百万円 → 19百万円) |
| 4   | 中国残留邦人等の支援  | 11,145百万円 → 11,113百万円  |
| (1) | 中国残留邦人等に対する生活支援   | 9,939百万円 → 9,950百万円  |
| (2) | 定着自立援護  | 501百万円 → 479百万円  |
| (3) | 帰国受入援護  | 645百万円 → 625百万円  |
| (4) | 身元調査等   | 60百万円 → 59百万円  |

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費21百万円を計上

## 第2 中国残留邦人等に対する支援について

### I 支援給付の運用に関する連絡事項

#### 1. 支援・相談員の配置について

支援・相談員は、支援給付を行う職員の補助業務、支援給付受給者家庭への訪問、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」の支援事業に関する助言、日常生活上の生活相談等を行い、中国残留邦人等の支援に大変重要な役割を担うものである。

支援・相談員については、不足をきたすことのないようその確保に努め、中国残留邦人等への支援策への理解を深めるための研修会を開催する等、支援・相談員の資質の向上に努めるよう引き続きよろしくお願ひしたい。

なお、現在、支援・相談員の業務内容について、より中国残留邦人等のニーズ応じた支援ができるよう、医療機関に同行して通訳を行うことや、支援給付を受給していない中国残留邦人等に対し、日常生活等の相談に応じる等、現在、自立指導員が行っている業務を行えるようにすること等の改善を検討しており、詳細が確定次第、通知することとしている。

#### 2. 支援給付受給者の「本人確認証」について（指定医療機関等への周知徹底）

支援給付受給者が指定医療機関等において受診する場合、医療券の交付等は、原則、実施機関と指定医療機関等の間で直接手続きを行い、支援給付受給者本人は医療券を持参せず「本人確認証」を指定医療機関等の窓口にて提示することによって受診することとなり、生活保護法の医療扶助とは異なる取扱いとしている。

当該取扱いによる支援給付受給者の受診については、現在、円滑に受診できている状況にあるが、指定医療機関等の窓口によっては、本人確認証の取扱いを知らずに受診を拒否する、本人確認証を発行した実施機関の管外に所在する指定医療機関等で受診を拒否されるケースがある等、当該取扱いが十分に周知されていないことによる混乱が生じているとの報告があるところ、当室から社団法人日本医師会等を通じ、当該取扱いについて、再度、周知徹底を依頼することとしている。

各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関におかれても、指定医療機関等に対し、当該取扱いの周知徹底等のご協力を引き続きよろしくお願ひしたい。

また、指定医療機関等の窓口で混乱が生じ、支援給付受給者が受診できないような状況にならないよう、必要に応じて自立支援通訳や支援・相談員を活用する等し、その円滑な運用についても引き続きよろしくお願ひしたい。

## II 中国残留邦人等地域生活支援事業に関する連絡事項

中国残留邦人等地域生活支援事業（セーフティネット支援対策等事業）は、各都道府県、市区町村のご理解、ご協力により、地域における日本語教室の開催や地域住民との各種交流会等を行っていただいております。中国残留邦人等の方々からも好評であると聞いている。

他方、当該制度の初年度ということもあり、地域によっては、当該事業が実施されていることを知らずに、結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない例などが報告されているところである。

各都道府県、市区町村におかれては、引き続き当該事業を積極的に実施していただくとともに、中国残留邦人等への周知についても工夫するなどして、中国残留邦人等の方々に参加しやすいような環境作りをよろしくお願ひしたい。

なお、中国残留邦人等地域生活支援事業については、各都道府県、市区町村のご意見、ご要望等を踏まえ、事業内容の見直しや取扱いの改善等を検討をしているところであり、詳細については、確定次第お示しすることとしているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

## III 支援給付事務の監査

中国残留邦人等に対する支援給付は、昨年4月から施行されたところであるが、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご理解、ご協力のもと、円滑な施行状況となっており、平成20年11月末現在で被支援世帯数は4,558世帯（厚生労働省福祉行政報告例）となっている。

支援給付の実施に際しては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領及び実施要領の取扱い等に従って、中国残留邦人等の置かれている事情を把握・理解し、機械的な運用に陥ることのないよう、引き続き適正な運用に努めるようよろしくお願ひしたい。

### 1. 監査実施要綱

平成21年度から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」第14条第4項においてその例による場合の「生活保護法」第23条の規定の例により、支援給付事務の監査を実施することとしており、今般、昨年10月に開催した中国残留邦人等対策に係る全国担当者会議においてお示しした「支援給付施行事務監査実施要綱（案）」について、各都道府県・指定都市・中核市のご意見、ご要望等を踏まえた修正案を配布資料のとおり策定したところである。

なお、当該実施要綱は、本年度中に通知することとしており、都道府県・指定都市には、来年

度より監査資料の作成や管内の実施機関に対する実地監査等をお願いすることとなるので、監査の円滑な実施にご協力をお願いする。

## 2. 厚生労働省が実施する監査

### (1) 監査の対象

都道府県本庁（47都道府県）及び管内の支援給付実施機関における支援給付施行事務。  
指定都市本庁（17市）及び管内の支援給付実施機関における支援給付施行事務。

### (2) 監査の体制

厚生労働省（中国孤児等対策室）内に支援給付監査官（仮称）を配置予定。

### (3) 監査の方法

#### ア 一般監査

原則として全ての都道府県及び指定都市に対し、実地又は書面により年1回実施する。

#### (ア) 実地監査

都道府県及び指定都市に対し、実地監査を4年に1度の割合（年間16都道府県市）で行い、併せて、当該都道府県及び指定都市管内の実施機関に対しても行う。

#### (イ) 書面監査

実地監査を実施しない都道府県及び指定都市（年間48都道府県市）に対して書面による監査を行う。

#### イ 特別監査

一般監査の結果等を踏まえ、必要に応じ実施する。

### (4) 監査実施計画（監査業務の流れ（配布資料））

#### ア 監査事前準備

都道府県及び指定都市は、4月10日までに事前協議用資料（配布資料）を当室に提出。

#### イ 実地監査

#### (ア) 実地監査候補地の選定等

事前協議用資料に基づき、当該年度に実地監査を行う16都道府県市を選定する。

なお、実地監査候補地の選定に際しては、①各ブロックに毎年監査を実施するよう計画的にバランスを勘案、②管内の実施機関数、被支援世帯数の多寡、③管内の支援給付受給率が極端に低いなど支援動向等に特異傾向がみられる等、当室が特に必要と認めるものを勘案するものとする。

#### (イ) 事前協議及びヒアリングの実施

当該年度に実地監査を行う16都道府県市に対し、4月中旬以降に電話・メール等により事前協議を実施し、監査に必要な情報を得るとともに、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整等を行う。



なお、必要に応じて当室におけるヒアリングを実施する。

(ウ) 実地監査実施通知

実地監査に当たっては、当室において監査の実施時期を決定し、監査の約2ヶ月前までには実地監査対象都道府県及び指定都市に対し通知する。

(エ) 監査資料の作成

実地監査対象都道府県及び指定都市は、実地監査の2週間前までに監査資料（「実施機関関係」及び「都道府県・指定都市本庁関係」）を当室に提出。

(オ) 監査実施期間

実地監査対象都道府県及び指定都市並びに実施機関においてヒアリングを行い、実施機関については、ケース検討を実施することとし、監査実施期間は3日間程度を想定。

(カ) 監査結果通知

監査実施後1ヶ月半以内に監査結果を通知する。

(キ) 是正改善結果報告

監査結果通知の内容により、監査結果通知後2ヶ月以内に当室に是正改善結果報告書を提出。

ウ 書面監査

(ア) 書面監査実施地

実地監査を実施しない都道府県及び指定都市について、各ブロック毎に第2四半期から第3四半期の間に書面監査資料の提出期限を設定し、計画的に書面監査を実施する。

(イ) 書面監査実施通知

5月上旬を目処に対象都道府県及び指定都市に対し、書面監査実施日を通知する。

(ウ) 書面監査資料の作成

書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の第2四半期から第3四半期の間に設定された書面監査資料の提出期限までに監査資料（「実施機関関係」及び「都道府県・指定都市本庁関係」）を当室に提出。

(エ) 書面監査結果通知

書面監査実施後2ヶ月以内に監査結果を通知する。

(オ) 是正改善結果報告

監査結果通知の内容により、監査結果通知後2ヶ月以内に当室に是正改善結果報告書を提出。

### **3. 都道府県及び指定都市が実施する監査**

(1) 監査の対象

管内に所在する全ての支援給付実施機関（前年度中に支援給付を実施したことがある全て

の実施機関)における支援給付施行事務。

(2) 監査の体制

都道府県及び指定都市における支援給付の監査担当職員等。

(3) 監査の方法

ア 一般監査

原則として管内全ての実施機関に対して、実地又は書面により年1回実施すること。

(ア) 実地監査

管内の全ての実施機関に対し、4年に1度の割合で実地監査を行う。

(イ) 書面監査

当該年度において実地監査を行わない実施機関に対しては、書面による監査を行う。

イ 特別監査

一般監査の結果等を踏まえ、必要に応じ行う。

(4) 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は、必要に応じ、毎年度当初に当該年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施願いたい。

#### 4. 監査の主な着眼点

(1) 現金・預貯金等の保有限度額の取扱い

支援給付開始時の現金・預貯金等については、追納が行われた年度における、中国残留邦人等の追納保険料480ヶ月分に相当する額(20年度:5,136,000円)として設定した保有限度額を超えていないことが確認されているか。

(2) 居住用不動産を所有する者に対する要支援世帯向け長期生活支援資金の取扱い

500万円以上の資産価値を有する居住用不動産を所有する者から申請があった場合に、要支援世帯向け長期生活支援資金の活用について、厚生労働省へ個別に相談・協議を行っているか。

(3) 保有できる自動車の取扱い

支援給付を受けている者が自動車を保有している場合の取扱いは適切に行われているか。

(4) 収入認定の取扱い

年金収入については、老齢基礎年金の満額相当額までは収入認定除外としているか。その他の収入については、収入の3割が収入認定除外としているか。

(5) 海外渡航の取扱い

海外渡航の目的、渡航期間の取扱い、渡航費用は収入認定しない等、支援給付における海外渡航の取扱いは適切に行われているか。

## 5. 厚生労働省における予算上の対応

平成21年度の監査経費として、40,451千円（平成21年度予算政府案）を（目）遺族及留守家族等援護事務委託費、（目細）引揚者等援護事務委託費に計上しているところである。

内訳は、職員旅費及び庁費であり、使途区分として監査旅費、会議出席旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃金を計上している。

都道府県及び指定都市におかれては、監査事務が円滑に施行されるよう予算執行面の準備をよろしく願いたい。

なお、委託費の交付については、実施機関数等を勘案し、6月頃に当初交付額を示達、12月頃に追加交付を行う予定である。

## 6. 支援給付の実施要領、監査実施要綱等に関する意見交換等

支援給付制度は、多くの点で生活保護制度とは異なる運用をしていることから、支援給付の運用に当たっては、生活保護と同様に濫給防止、漏給防止に努めるとともに、特に特定中国残留邦人等の置かれている事情を踏まえ「懇切丁寧な対応がなされているか」、「中国残留邦人等に対する各施策等の活用、被支援者のニーズに応じた的確な運用が図られているか」等のきめ細やかな支援が求められている。

平成21年度の監査については、種々ご意見、ご要望をいただいているところであるが、監査の初年度ということもあり、監査項目、提出書式等について詳細に記載することとしているところ、ご理解願いたい。

支援給付制度の運用に当たっては、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご意見、ご要望等を踏まえ、検討・研究を重ね、よりよい制度となるよう努力する所存であるので、今後ともよろしく願いたい。

### 第3 遺骨収集等慰霊事業について

#### 1 遺骨収集

##### (1) 南方地域等における戦没者の遺骨収集

ア 昭和27年度から計画的に実施し、平成21年度においては、7地域で実施することとしているほか、相手国関係機関等からの要請があった場合には、遺骨収集団等を派遣することとしている。

- 沖縄・硫黄島
- フィリピン
- 東部ニューギニア
- ビスマーク・ソロモン諸島
- アッツ島
- インドネシア
- モンゴル（ノモンハン事件）

イ 都道府県に残存遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

##### (2) ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

ア 平成4年度から本格的に実施し、平成21年度においては、ハバロフスク地方について実施することとしている。

イ ソ連抑留中死亡者について、旧ソ連側に対して追加の資料や新たな埋葬地に係る資料を要求しているため、今後、新たに埋葬地が確認できた場合には、速やかに調査を行い、遺骨収集を実施することとしている。

ウ 都道府県に埋葬地に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

(参考) 抑留中死亡者の遺骨収集数 (平成20年12月末)

16,979柱

### (3) 海外未送還遺骨の集中的な情報収集事業について

平成21年度においては、ひとつの地域における派遣回数を増やすとともに、派遣期間の延長、さらに現地邦人や住民等を調査員として一定期間雇い上げること等の改善を図り、より多くの情報収集に努めることとしている。

(参考)

海外戦没者遺骨収集については、戦後60年余を経過し、提供される残存遺骨情報が減少してきているなど、特に南方地域の遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から、南方地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島等）における海外未送還遺骨の集中的な情報収集を民間団体の協力を得て、実施している。

## 2 慰霊巡拝

### (1) 南方地域等

平成21年度においては、フィリピン等8地域について実施することとしている。

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ○フィリピン    | ○トラック諸島       |
| ○北ボルネオ    | ○東部ニューギニア     |
| ○マリアナ諸島   | ○ビスマーク・ソロモン諸島 |
| ○中国（東北地区） | ○硫黄島          |

### (2) 旧ソ連地域

これまでに埋葬場所が特定された地域を中心に、実施してきたが、平成15年度からは、埋葬場所の特定の有無にかかわらず、各地方・州毎に広く遺族の参加を求めている。

平成21年度においては、4地域について実施することとしている。

- |           |          |
|-----------|----------|
| ○ハバロフスク地方 | ○沿海地方    |
| ○ザバイカル地方  | ○オレンブルグ州 |

### (3) 参加遺族の募集

遺族の推薦にあたり、診断書の提出を参加「内定」後とするなど参加しやすくしているので、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしくをお願いしたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、都道府県及び市区町村の広報誌等へ早期に掲載できるように、3月上旬をメドに、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせすることとしている。

## 3 慰霊碑の建立等

### (1) 戦没者慰霊碑の管理

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立した戦没者慰霊碑については、委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

また、劣化が見られる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成21年度においては、フィリピンの「比島戦没者の碑」等3ヶ所の補修を行うこととしている。

### (2) ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において遺骨収集が事実上実施できない地域等について、順次計画的に小規模な慰霊碑を建立することとしており、平成21年度においては、2ヶ所に建立する予定である。

## 4 慰霊友好親善事業

(1) 慰霊友好親善事業は、戦没者遺児が旧主要戦域等の人々と交流を図り、意見交換、植樹、車椅子や学用品の贈呈など、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行うものである。この事業は、民間団体へ委託して実施することとしている。

(2) 平成21年度においては、旧戦域の中心となる14地域、1,008名で実施することとしている。

## 第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

### (1) DNA鑑定の実施

#### ア 経緯

平成11年度から平成19年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約7,700人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付した結果、約1,400人から申請があり、平成20年12月末までに身元が判明した649柱の遺骨を遺族に順次返還している。

#### イ 遺族へのお知らせ

平成20年度に旧ソ連地域等から返還された遺骨について、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対し、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を、平成21年度内に送付することとしている。

#### (参考)

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

#### [一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

## (2) 遺骨等の伝達

遺骨及び遺留品の伝達については、平成3年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集及び平成15年度から実施しているDNA鑑定の進展に伴い、順次遺族に伝達してきたが、遺族の心情に鑑み、引き続き、遺族の居住する都道府県を通じて伝達をお願いしたい。

なお、都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているところである。

身元判明の件数が一定以上まとまり、かつ、都道府県又はブロック単位で日程調整が可能な場合については、厚生労働省職員が都道府県まで護送するなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

### (参考)

#### 1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成21年2月末現在）

・旧ソ連	667柱
・モンゴル	367柱
・その他の地域	22柱
合計	1,056柱

#### 2 過去5年間の遺留品特定等件数（平成21年1月末現在）

・受付数	1,284件
・特定数	462件



## 第5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について

### 1. 法案の概要

戦没者等の遺族について、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対し特別弔慰金を支給するための法案を通常国会に提出中。  
(平成21年4月1日施行予定)

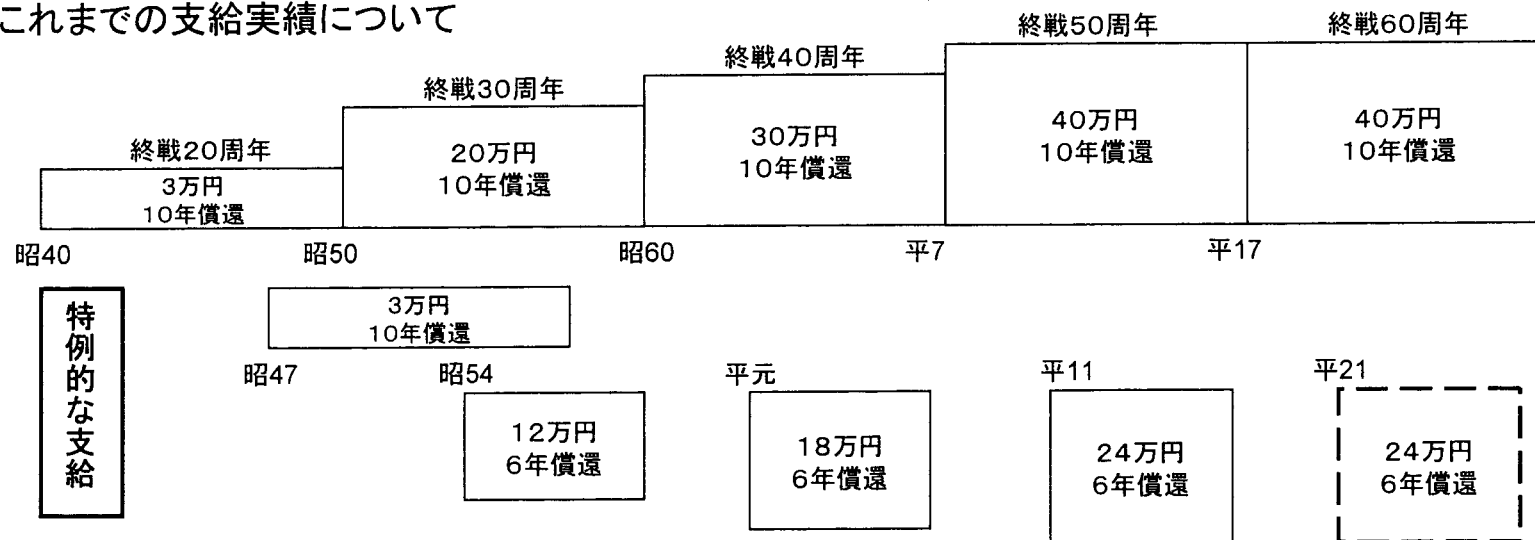
○額面	24万円(4万円×6年償還)
○対象件数	5万件
○国債費総額	120億円

### 2. 対象者

対象者は、戦没者等の遺族(三親等内親族)であって、他に恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受けている遺族(主として配偶者)がない者。

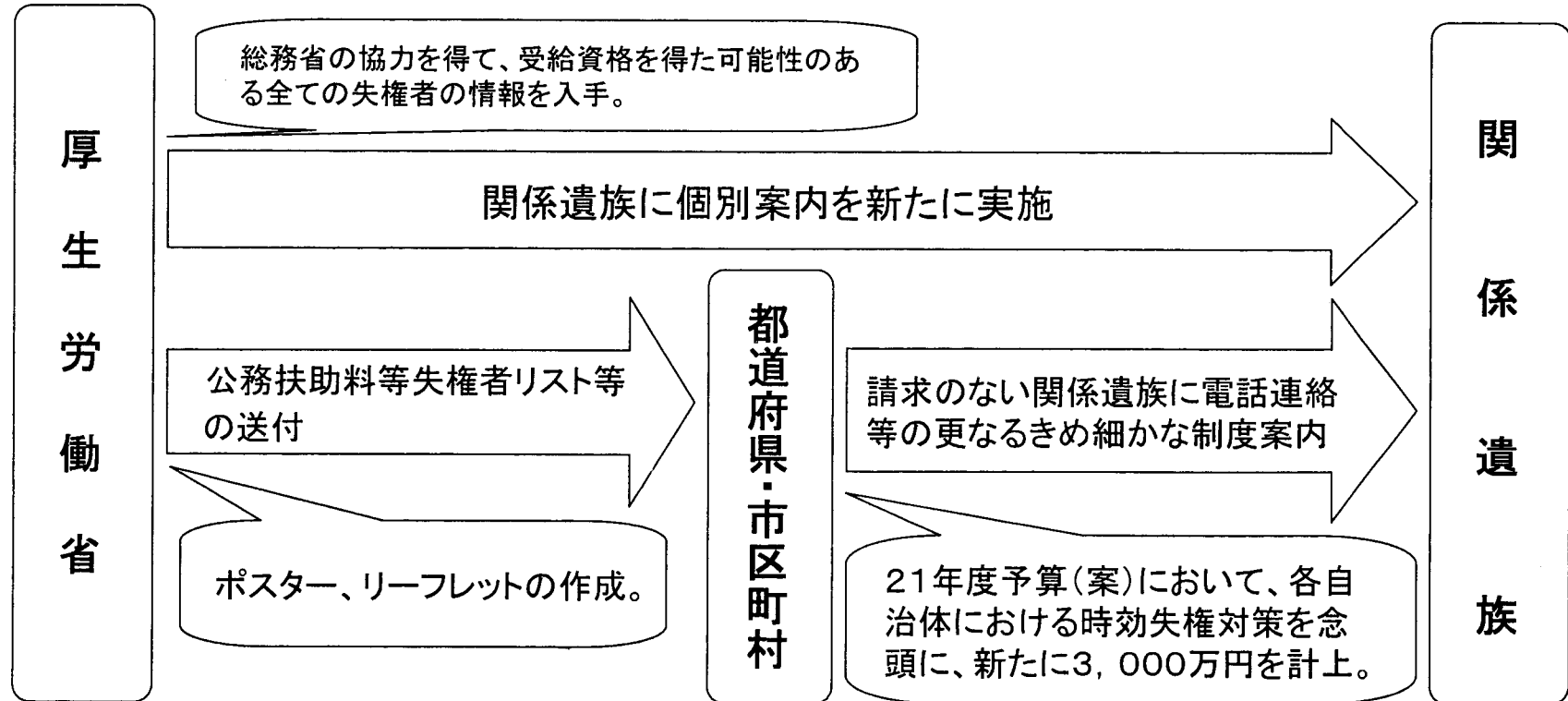
※ なお、裁定事務の便宜を図るため、手引書の配布や施行事務打合会を予定。

### ○ これまでの支給実績について



## 第6 時効失権防止対策について

- 1 平成21年改正予定の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について  
新たに受給資格を得た可能性のある遺族に対する個別案内を充実し、早期支給に繋げる



この他、政府広報、各自治体における広報紙を活用した広報により制度案内の充実を図る。

- 2 平成18年改正の戦傷病者等の妻に対する特別給付金等について  
平成21年9月30日が請求期限である。

## 第7 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

### 1. 平成21年度における援護年金の額の水準は、据え置き

平成21年度における援護年金（障害年金、遺族年金等）の額の水準は据え置き

### 2. ただし、平成21年10月から、平病死の一部と併発死に係る遺族年金等額は、引き上げ

恩給の遺族加算額の引上げに準じ、平成21年10月から遺族年金・遺族給与金の額を16,100円引き上げる予定

○遺族年金・遺族給与金(年額)

	現行	H21.10～(案)
①平病死(公務軽症) 平病死(勤務関連重症)	525,350	541,450 (政令で規定)
②平病死(勤務関連軽症) 併発死(公務傷病)	424,150	440,250 (政令で規定)
③併発死(勤務関連傷病)	302,750	318,850 (政令で規定)

## 第8 援護年金に係る受給権調査等について

### 1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない外国居住者及び住基ネット不参加自治体居住者について、次により実施することとする。

#### (1) 調査の目的

平成21年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

#### (2) 調査の方法

(ア) 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月30日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

(イ) 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

#### (3) その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

### 2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしく願います。

なお、受給者に対しては、平成21年度の「支給通知書」（年額が改定される者については「年額改定通知書」）を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

### 3 援護システムのリプレースについて

援護システムのリプレースについては、平成21年4月から現行システムを1年間リリースし、平成22年2月～3月間に新機器にリプレースすることとしている。

各都道府県におかれては、平成20年10月30日及び平成21年2月6日付け事務連絡により連絡しているので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、今後もリプレースに関し必要な連絡をしていくこととしているが、不明の点があれば、援護課審査室システム担当者あて問い合わせ願いたい。

## 第9 旧陸海軍関係恩給進達事務等 について

### 1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在においても、なお年間約1,000件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

### 2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

平成19年4月から、総務省所管の独立行政法人平和祈念事業特別基金において特別慰労品の贈呈事業を行っているところであるが、恩給欠格者に対する「在職年等確認調査」の際に、恩給欠格者ではなく何らかの恩給に該当する者で、未請求であるという事実が判明した場合もあることから、その際には、引き続き適切な請求指導をお願いしたい。

なお、上記の特別慰労品贈呈事業は、その受付け終了を今月末とされているのでご留意頂きたい。

### 3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保管・継承するための検討を行うこととしている。

このため、平成20年度より、各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行っているが、この調査結果を踏まえて、平成21年度においても引き続き調査を実施したいと考えており、各都道府県の御協力をお願いしたい。

## 第10 旧令共済組合員期間の履歴証明等 について

### 1 履歴証明事務

旧陸軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされている。

平成19年7月以降、社会保険庁からの履歴証明依頼件数が大幅に増加しているところである。都道府県が行う証明については、当局保管資料を添付して、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、速やかな処理につきよろしく取り計らわれたい。

また、当局に在職期間等を証明する資料がなく、申立者からも証明できる資料の提出がない場合には、履歴申立書に申立者あての照会文書を添えて、社会保険業務センターに速やかに返戻することとしているところである。都道府県におかれても、照会を受けてから、遅くとも2ヶ月を目途に当局に回答されるようお願いしたい。

なお、照会文書に対する回答によっても履歴作成に至らない場合についても早期の回答をお願いしたい。

海軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、都道府県に照会があった場合には、社会保険事務所あて申請するよう指導願いたい。

### 2 人事関係資料の照会

#### (1) 陸軍関係資料

当室に個人の履歴事項について調査を依頼する場合、原則として、当局に保管している資料(昭和53年3月改刷「陸軍軍歴証明事務関係通知集」71頁参照)に留意されたい。

なお、「旧海軍」軍人軍属の期間を有する者については、当局保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、念のため申し添える。

#### (2) 海軍関係資料

海軍関係の軍歴証明事務については、当室で担当している。

旧海軍軍人軍属本人又は遺族から証明発行依頼があった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

## 第11 旧ソ連・モンゴル抑留者の資料整備 について

### 1 抑留中「死亡者」の資料

- (1) 平成3年以降、旧ソ連政府等から抑留中死亡者資料の提供を受けており、そのうち公表した死亡者名簿の翻訳版については、その都度、各都道府県に配布し、一般の閲覧に供するようお願いしてきたが、当局においても、一層容易に閲覧でき広く情報を得られるよう、平成19年3月29日に厚生労働省のホームページに掲載した。

なお、提供された資料については、従来から、当局資料との照合調査を行ってきており、その結果、身元が特定できた場合は、各都道府県の協力を得て、遺族調査を行ったうえで遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

- (2) 平成17年度にロシア政府から提供された旧ソ連抑留中死亡者の個人資料約3万8千名分については、当局資料との照合などの精査を引き続き進めており、新たに身元が特定出来た場合には、これまで同様、遺族にお知らせするために、各都道府県を通じて遺族調査を行うこととしているので、協力方よろしく願います。

また、本個人資料は、身元未特定者の照合作業に使用するとともに希望する遺族に提供してきたところであるが、平成20年8月8日付け事務連絡により通知したとおり、より多くの遺族に提供できるよう、平成20年8月及び10月に照会方法等に関する「お知らせ」を関係遺族宛てに送付したので、質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

- (3) なお、平成20年10月に第3回日ロ協議が開催され、抑留中死亡者に関する資料については、ロシア側と今後も協力して取り組みを進めていくことを確認した。

当方では、抑留中に約5万3千名が死亡したものと推計している。このうちロシア政府からの死亡者名簿等の提供により、身元が確認された者は約3万2千名であるが、未だ身元が確認できていない2万1千名分について、近日中にロシア側に提供し、調査の促進を要請することとしている。

### 2 抑留「帰還者」の個人資料

ロシア政府から提供された旧ソ連抑留者の個人資料（約47万名分）及びモンゴル政府から提供されたモンゴル抑留者の個人資料（約1万名分）について、抑留者本人又はその遺族に当該資料を提供している。

については、資料を希望する抑留者本人又は遺族から質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

### 3 抑留者で「北朝鮮に移送された者」の資料

平成17年3月に、ロシア政府から「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」約2万7千名分の名簿が提供された。

この名簿は、記載事項が露文による氏名、生年、階級に限られているが、当局保管資料との照合調査等を行い、北朝鮮で死没した者の身元特定に努めているところである。北朝鮮に移送された者の身元を特定した場合には、遺族に記載内容をお知らせすることとしており、各都道府県を通じて遺族調査を行うので、協力方よろしく願います。



## 第12 未帰還者等調査について

### 1 未帰還者等の現状

未帰還者等とは、終戦前から引き続き中国、ソ連、北朝鮮又は南方の諸地域に残留している者であって、①日本の国籍を有していること、②過去のある時点で生存していると認められる資料があること、③自己の意思により帰還しない者でないこと等のすべての条件を満たしている者である。

平成21年1月1日現在の未帰還者等数420人（前年同月比：5人減）

未帰還者等の地域別内訳

地 域	旧ソ連	中 国	北朝鮮	その他 南方等	計
人 数	48人	312人	48人	12人	420人

### 2 業務の実施状況

#### (1) 業務処理の促進

未帰還者等の最終的な処理については、平成19年度に各都道府県を通じて留守家族から情報の収集や戸籍処理に関する意向確認を行い（中国、旧ソ連の一般邦人を除く）、引き続き一定の結論（戦時死亡宣告、自己意思残留の認定等）を得るよう努めており、現在、関係県の協力を得て9人の戦時死亡宣告の手続きを行っているところである。

南方地域においては、現地調査などさらに未帰還者等調査の進展を図ることとしているので、今後とも、留守担当者の意向確認など引き続き協力をお願いしたい。

#### (2) 地域別の状況

##### ア 旧ソ連地域

旧ソ連地域については、平成15年3月にロシア政府に所在調査を依頼するとともに、樺太地域については、職員の派遣や従前から、民間団体へも情報収集の調査を委託し、消息の把握に努めることとしている。

##### イ 北朝鮮地域

北朝鮮地域については、これまで機会あるごとに未帰還者等及び戦時死亡宣告済者の名簿を提供し、安否調査を依頼してきているところであるが、今後も情勢の推移や機会をとらえて安否調査を依頼したいと考えている。

ウ 中国地域

中国地域については、平成18年4月中国政府と口上書を結び、所在調査を依頼したところ、これまでに一部調査回答を受領したところである。この調査結果については、取りまとめ次第、都道府県宛て連絡するので留守担当者の意向確認をよろしく願います。

エ 南方地域

南方地域については、平成18年度にベトナム、平成19年度にフィリピンにおいてそれぞれ現地調査を実施し、戸籍の最終処理が図られたところである。今年度は、マリアナ諸島に関しての国内調査を実施しており、ミャンマーにおいては現地調査を今月中に実施することとしている。

(3) 留守担当者との連携

近年、留守担当者の異動について把握されていない事例が散見されるので、定期的に留守担当者との連絡を行い、その異動や意向確認に努めていただくとともに、変更がある場合は、当局に通報を願います。

## 第13 北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問 について

北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業については、第4回目について平成14年10月下旬頃に実施との動きがあったが、同年9月の日朝平壤宣言以降の情勢の変化により延期され、現在に至っている。

今後、故郷訪問事業が実施されることになった場合は、都道府県には、受入れの前提となる訪問予定者の戸籍確認、親族の所在確認、面会の意向確認等の業務及び日本赤十字社支部への緊密な協力をお願いします。（平成14年9月18日社援業発第0918001号業務課長通知「北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業再開時における準備・実施事務の細部等について」参照。）

(参考)

故郷訪問事業について

ア 北朝鮮在住の日本人配偶者について

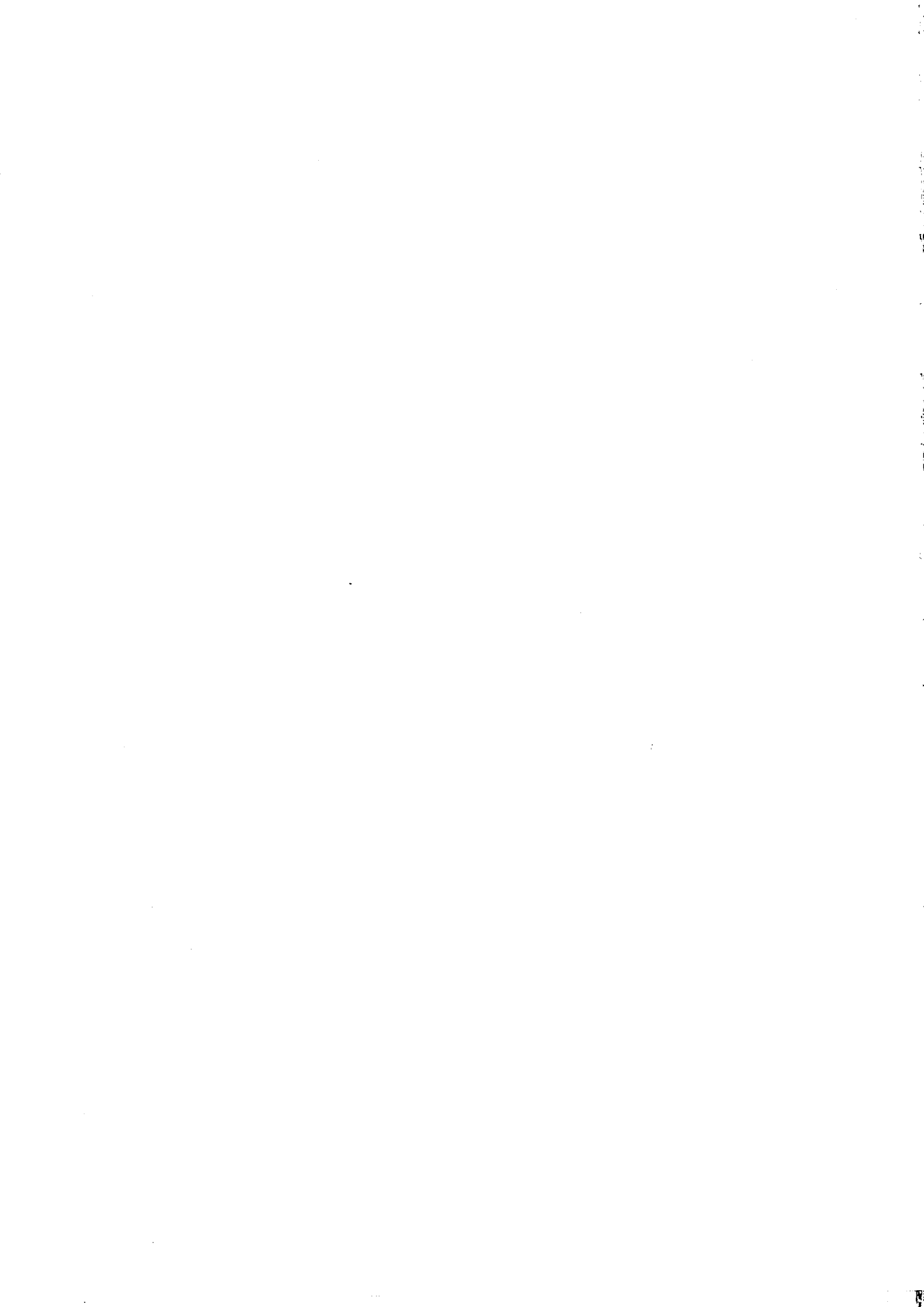
- (ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者は、昭和30年代半ば以降、在日朝鮮人の夫等とともに、北朝鮮に渡った者であり、法務省及び外務省では約1,800名と推計している。
- (イ) 在日朝鮮人の北朝鮮への渡航については、昭和30年代前半に在日朝鮮人総連合会による集団帰国運動が大規模に展開され、政府において「北朝鮮帰還問題は、基本的人権に基づく居住地の選択の自由という国際通念に基づいて処理すること」等が閣議了解（昭和34年2月）され、これにより、日朝両国赤十字の協定に基づき、関係省庁の連携のもとに、帰還業務が実施された。

イ 故郷訪問実施までの主な経緯

- (ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問については、平成9年8月21日・22日に開催された「日朝国交正常化交渉再開のための審議官級予備会談」において、人道的見地から、日朝両国の赤十字社が連絡協議会を設置し、今後の日本人配偶者の故郷訪問の実現のための準備・協議及び北朝鮮内の日本人の安否調査等に緊密に協力していくこと等で意見の一致が見られた。
- (イ) これを受けて同年9月、日本人配偶者の故郷訪問事業の実施や、関係省庁連絡会議（内閣官房、警察、法務、外務、大蔵、厚生、自治（当時））の設置等につき閣議了解がなされた。

(これまでの実績)

- 第1回（平成9年11月）15名
- 第2回（平成10年1月）12名
- 第3回（平成12年9月）16名（計43人）



# 参 考 资 料

# 第1 平成21年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度	備 考
	予算額	予算(案)	増減額	
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	45,461,622	40,570,836	▲ 4,890,786	
(項) 厚生労働本省共通費	4,911	4,568	▲ 343	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,911	4,568	▲ 343	
(項) 遺族及留守家族等援護費	42,275,443	37,292,538	▲ 4,982,905	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	42,275,443	37,292,538	▲ 4,982,905	
援護審査会経費	1,822	1,671	▲ 151	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	39,759,607	35,148,568	▲ 4,611,039	戦没者遺族相談員謝金年額 25,000円 → 25,100円
戦傷病者特別援護経費	1,160,310	1,013,977	▲ 146,333	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 190百万円 → 189百万円 2 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 199,000円 → 199,000円 3 事務委託費関係 ・戦傷病者相談員謝金年額 25,000円 → 25,100円
未帰還者留守家族等援護経費	52,624	47,958	▲ 4,666	・葬祭料 単価 199,000円 → 199,000円
未帰還者に関する特別措置経費	319	528	209	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	722,356	511,850	▲ 210,506	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給 (支給事務に要する経費) 0 → 64百万円
昭和館等に係る経費	578,405	567,986	▲ 10,419	昭和館の運営等
(項) 戦没者慰霊事業費	973,383	1,039,483	66,100	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	973,383	1,039,483	66,100	
戦没者遺骨処理等諸費	514,881	586,981	72,100	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン                      ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島    ④アッツ島 ⑤インドネシア                  ⑥沖縄、硫黄島 ⑦ハバロフスク地方              ⑧モンゴル 2 慰霊巡拝 ①フィリピン                      ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島    ④マリアナ諸島 ⑤トラック諸島                  ⑥北ボルネオ ⑦中国                              ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方              ⑩ザバイカル地方 ⑪沿海地方                      ⑫オレンブルグ州 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 (案)	増 減 額	
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	458,502	452,502	▲ 6,000	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 308百万円 (14地域) (14地域) うち、民間建立慰霊碑整理事業 19百万円 → 19百万円 2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 22百万円 → 18百万円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,960,609	1,944,046	▲ 16,563	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,950,354	1,933,815	▲ 16,539	
中国残留邦人等に対する生活支援	744,265	771,287	27,022	・高齢基礎年金満額支給のための保険料の追納 208百万円 → 192百万円 ・「支援・相談員」の配置 483百万円 → 502百万円 ・(新) 支援給付指導監査の実施 0 → 43百万円 ・(新) 中国残留邦人等生活実態調査の実施 0 → 12百万円
定着自立援護	500,750	478,601	▲ 22,149	・(新) 中国残留邦人等生活実態調査の実施 0 → 12百万円
帰国受入援護	644,810	625,413	▲ 19,397	・永住帰国見込世帯人員 36世帯111人 → 29世帯101人 ・一時帰国見込世帯人員 149世帯248人 → 137世帯235人
身元調査等	60,529	58,514	▲ 2,015	・訪中調査対象孤児数 34人 → 34人 ・訪日調査対象者数 5人 → 5人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	10,255	10,231	▲ 24	
(項) 恩給進達等実施費	247,276	290,201	42,925	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	247,276	290,201	42,925	
資料整備諸費	179,541	223,275	43,734	1 人事関係資料整備 2 ソ連抑留関係者資料整備 3 旧軍関係諸規則の整備 4 北朝鮮死亡者関係資料の整備 5 未帰還者実態調査
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	595	595	0	都道府県保管の映像等資料の実態調査経費
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,359	4,259	▲ 100	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	62,781	62,072	▲ 709	

社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	
(項) 生活保護費	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	561,527	0	地域社会における生活支援の実施

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 (案)	増 減 額	
援護関係合計	54,656,592	49,749,853	▲ 4,906,739	
社会・援護局(援護)計上分	45,461,622	40,570,836	▲ 4,890,786	
社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	

(参考) 平成21年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,477,183	1,268,488	▲ 208,695	
(項) 遺族及留守家族等援護費	776,686	548,305	▲ 228,381	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	771,812	543,441	▲ 228,371	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	72,719	72,276	▲ 443	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	33,943	33,452	▲ 491	1 留守家族等援護 133千円 2 未帰還者特別措置 166千円 3 戦傷病者特別援護 33,153千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	665,150	437,713	▲ 227,437	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,874	4,864	▲ 10	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,741	12,268	▲ 473	
(目) 旧軍関係等調査事務等委託費	6,611	6,144	▲ 467	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	6,611	6,144	▲ 467	
(目) 遺骨収集等委託費	6,130	6,124	▲ 6	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	642,603	662,845	20,242	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	642,603	662,845	20,242	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	478	477	▲ 1	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	642,125	662,368	20,243	「支援・相談員」の配置 502,117千円 ⑧ 支援給付指導監査の実施 40,451千円
(項) 恩給進達等実施費	45,153	45,070	▲ 83	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	45,153	45,070	▲ 83	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	9,006	8,990	▲ 16	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,147	36,080	▲ 67	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 31,944千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,136千円

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	
(項) 生活保護費	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
(目) 生活保護費等負担金	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	561,527	0	地域社会における生活支援の実施

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,672,153	10,447,505	▲ 224,648	
社会・援護局(援護)計上分	1,477,183	1,268,488	▲ 208,695	
社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	



第2 平成21年度 援護関係主要行事予定表 (案)

主 要 行 事	21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	22年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(下旬)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰								○(下旬)				
[慰霊事業]												
遺 骨 収 集			← →									
慰 霊 巡 拝				← →								
遺 骨 伝 達	← →											
[中国孤児等対策]												
都道府県初任者研修会		○(下旬)										
孤児情報公開 (肉親情報収集)						← 未定 →						
訪日対面調査								← 調整中 →				
[事務打合せ等会議]												
援護システム操作研修会	第3～4週											
援護法等施行事務打合せ会		←調整中→										
援護法・特給法等研修会			← 6月下旬頃 →									
恩給進達事務等研修会			← 6月下旬頃 →									
戦傷病者特別援護法研修会			← 6月下旬頃 →									
援護事務主管課長会議												○(上旬)

# 第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

なお、開館以来の総入館者数は、平成21年1月末現在で2,397,581人です。

## 7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

## 6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

## 5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる

## 4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集。  
様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

## 3階 会議室 2階 広場

特別企画展などを開催

憩いの場

## 1階 昭和館 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映  
(番組は毎週変更)

### 特別企画展(平成11年から毎年開催)

平成20年4月～5月	SHOWAの原風景(写真展) 石川光陽が撮った昭和の町並み・空襲・世相
平成20年7月～8月	戦中・戦後をともにした動物たち
平成21年2月～4月	ワーナー・ビショフ写真展「Japon」より ～新しい日本と永遠なるもの 1951-52年～

### 巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成20年 9月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし (宮崎県)
平成20年10月～11月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし (福井県)
平成21年 9月(予定) 11月(予定)	青森県 静岡県

### 紀要「昭和の暮らし研究」(第6号まで発行)

### 特別上映会(昭和の日・秋季など)

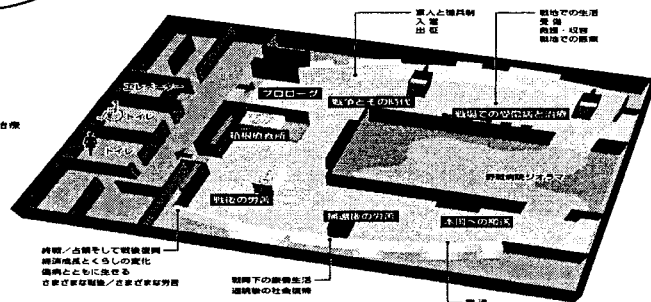
場所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館 17:00 まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.showakan.go.jp">http://www.showakan.go.jp</a>

# 第4 しょうけい館 について

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験した様々な労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

## 2階 展示案内

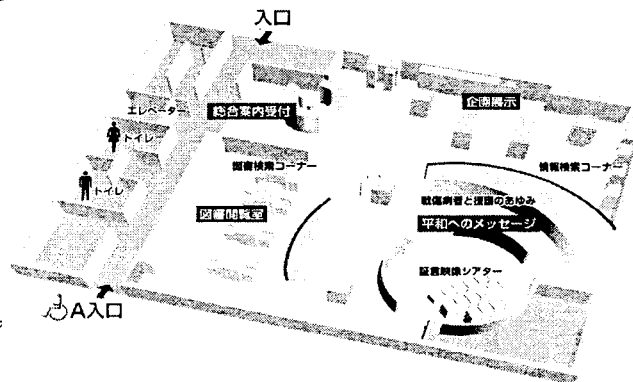
- ① フロアログ
- ② 戦争とその時代
- ③ 戦傷での受療病と治療
- ④ 野戦病院シオラマ
- ⑤ 本国への輸送
- ⑥ 帰還後の労苦
- ⑦ 戦後の労苦
- ⑧ 情報検索室



体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。

## 1階 展示案内

- ① IF入口ファサード
- ② 総合受付案内
- ③ 企画展示
- ④ 情報検索コーナー
- ⑤ 平和へのメッセージ
- ⑥ 証言映像シアター
- ⑦ 図書閲覧コーナー



体験者が語るメッセージ、作品により戦傷病者とその家族のさまざまな労苦をお伝えします。

## 事業の概要

1. 展示事業 2. 図書映像資料閲覧事業 3. 関連情報提供事業

## 特別企画展等

平成20年3月 ～4月	一日一枚に想いを託して ～絵が語る戦傷病者の労苦～
平成20年4月 ～5月	戦傷病者が語る戦後の労苦
平成20年7月 ～9月	あの日の記録 ～戦傷病者の写真展～
平成21年1月 ～2月	記憶と証 ～戦傷病者 戦中・戦後の軌跡～
平成21年3月 ～5月(予定)	“いたみ”を綴る ～短歌にこめた戦傷病者の労苦

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-5-13 共同ビル
開館時間	10:00～17:30 (入館 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日)のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.shokeikan.go.jp">http://www.shokeikan.go.jp</a>

## 第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目	援護の内容	摘要
1 戦傷病者手帳の交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 38,300人 (平成20年4月1日現在)
2 療養の給付又は療養費の支給(第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付(支給)	療養患者数 983人 (平成20年4月1日現在)
3 療養手当の支給(第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給(月額29,400円)	受給者 3人 (平成20年4月1日現在)
4 葬祭費の支給(第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給(199,000円)	支給件数 26人 (平成19年度)
5 更生医療の給付(第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成19年度)
6 補装具の支給及び修理(第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給(修理)	支給修理件数 471件 (平成19年度)
7 国立保養所への収容(第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成20年4月1日現在)
8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い(第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする(予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 22,005人 (平成19年度)
9 戦傷病者相談員(第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う(謝金 年額25,000円)	戦傷病者相談員数 881人 (平成20年4月1日現在)

## 第 6 中国残留邦人等の数

### (1) 中国残留邦人の状況 (平成21年2月1日現在)

#### ア 永住帰国者の状況 (昭47.9.29日中国交正常化以降)

永住帰国者の総数 6,411人 (家族を含めた総数20,467人)

うち孤児 2,529人 ( " 9,279人)

うち婦人等 3,882人 ( " 11,188人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、  
孤児2,525世帯、婦人等3,882世帯、計6,407世帯である。

#### イ 中国に残留している者の状況 472人

うち孤児 285人

うち婦人等 187人

#### ウ 一時帰国者の状況

一時帰国者の延人数 5,705人 (家族を含めた総数 9,501人)

うち孤児 1,223人 ( " 2,400人)

うち婦人等 4,482人 ( " 7,101人)

(注) 一時帰国者の中には、

再一時帰国者 1,429人 (孤児404人) が含まれている。

### (2) 樺太等残留邦人の状況 (平成21年2月1日現在)

#### ア 永住帰国者の状況 (平成元年度以降)

永住帰国者の総数 79人 (家族を含めた総数 204人)

うち樺太 62人 ( " 164人)

うち旧ソ連本土 17人 ( " 40人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、  
残留邦人の帰国世帯総数は74世帯である。

#### イ 樺太等に残留している者の状況 435人

#### ウ 一時帰国者の状況

一時帰国者の延人数 1,800人 (家族を含めた総数2,468人)

うち樺太 1,602人 ( " 2,141人)

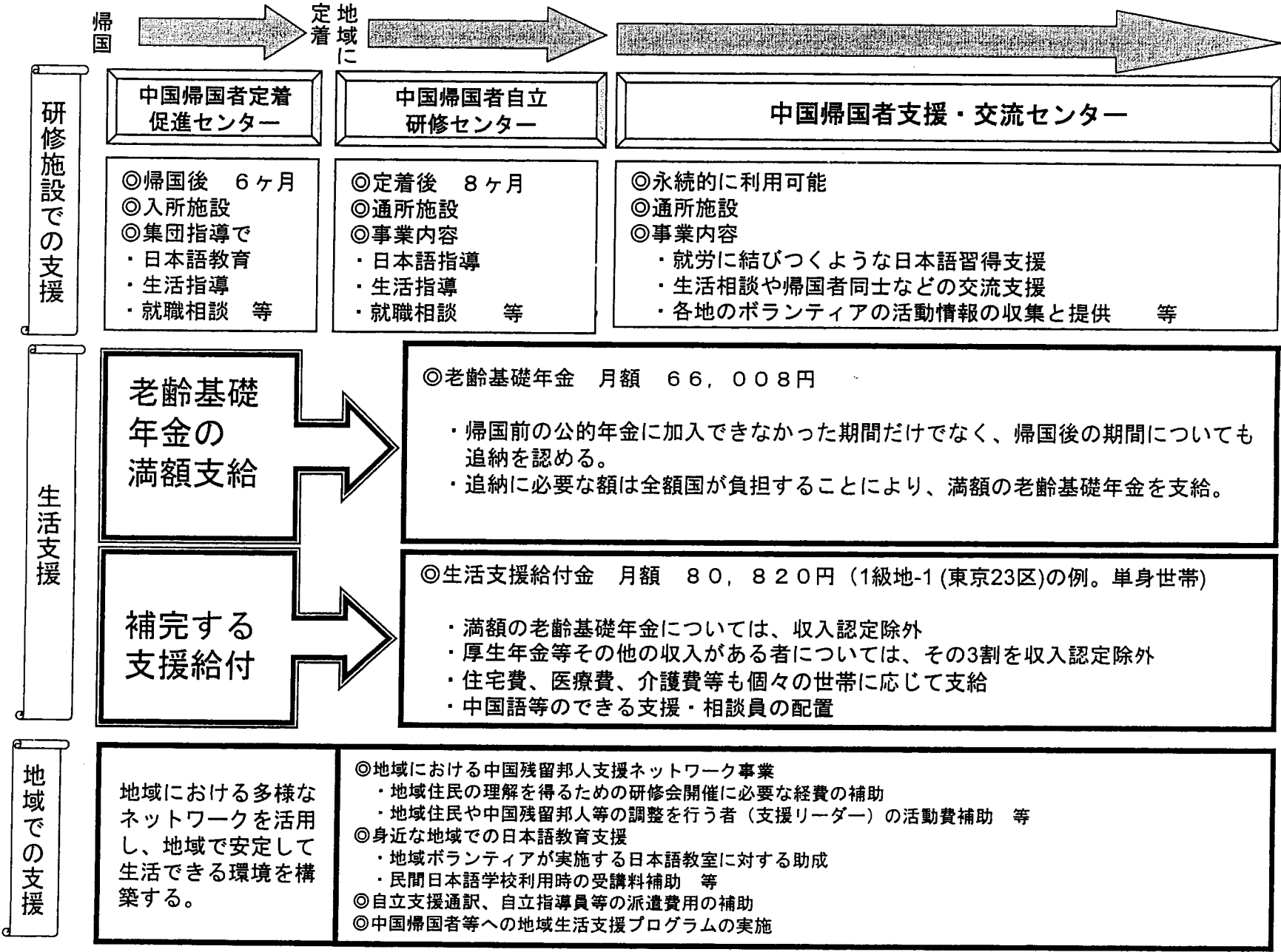
うち旧ソ連本土 198人 ( " 327人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1,310人が含まれている。

(3) 中国残留日本人孤児の肉親調査の状況（平成21年2月1日現在）

調査依頼があった者の数	2, 815人
うち身元が判明した者	1, 282人
うち身元が判明しなかった者	1, 533人

# 第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



## 第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成21年2月1日現在

### ○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59. 2. 1

### ○中国帰国者自立研修センター（4カ所）

千葉県中国帰国者自立研修センター	〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	昭63. 10. 1 (平21. 3閉所予定)
東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63. 7. 1
神奈川県中国帰国者自立研修センター	〒233-0007 横浜市港南区大久保町1-8-10 かながわ平和祈念館内	昭63. 6. 1 (平21. 3閉所予定)
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54	昭63. 6. 1

### ○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19. 8. 1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16. 6. 1



## 第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

### 1 集団による訪日次数別の身元判明状況

平成21年2月1日現在

訪日 次数	実施時期	訪日人員	対面者数	身元判明		
				訪日期间中	その他	計
1	昭56.3	47	33	23(48.9)	7(14.9)	30(63.8)
2	昭57.2~3	60	56	40(66.7)	5(8.3)	45(75.0)
3	昭58.2~3	45	31	22(48.9)	3(6.7)	25(55.6)
4	昭58.12	60	46	37(61.7)	0(0)	37(61.7)
5	昭59.2~3	50	37	25(50.0)	2(4.0)	27(54.0)
6	昭59.11~12	90	54	35(38.9)	4(4.4)	39(43.3)
7	昭60.2~3	90	55	33(36.7)	6(6.7)	39(43.3)
8	昭60.9	135	60	30(22.2)	11(8.1)	41(30.4)
9	昭60.11~12	135	48	32(23.7)	2(0.1)	34(25.2)
10	昭61.2~3	130	47	31(23.8)	3(2.3)	34(26.2)
11	昭61.6	200	92	68(34.0)	12(6.0)	80(40.0)
12	昭61.9	200	81	54(27.0)	10(5.0)	64(32.0)
13	昭61.10~11	100	40	30(30.0)	3(3.0)	33(33.0)
14	昭61.12	42	17	14(33.3)	1(2.4)	15(35.7)
15	昭62.2~3	104	43	25(24.0)	3(2.9)	28(26.9)
62-1	昭62.11	50	15	9(18.0)	1(2.0)	10(20.0)
62-2	昭63.2~3	50	16	12(24.0)	1(2.0)	13(26.0)
63-1	昭63.6	35	13	9(25.7)	3(8.6)	12(34.3)
63-2	平元.2~3	57	17	8(14.0)	1(1.8)	9(15.8)
平元	平2.2~3	46	17	12(26.1)	0(0)	12(26.1)
平2	平2.11~12	37	6	4(10.8)	0(0)	4(10.8)
平3	平3.11~12	50	11	3(6.0)	3(6.0)	6(12.0)
平4	平4.11~12	33	10	4(12.1)	0(0)	4(12.1)
平5	平5.10~11	32	7	4(12.5)	1(3.1)	5(15.6)
平6	平6.11~12	36	8	2(5.6)	3(8.3)	5(13.9)
平7	平7.10~11	67	12	5(7.5)	2(3.0)	7(10.4)
平8	平8.10~11	43	10	3(7.0)	1(2.3)	4(9.3)
平9	平9.10	(※1)45	6	2(4.5)	1(2.3)	3(6.8)
平10	平10.11	27	6	4(14.8)	1(3.7)	5(18.5)
平11	平11.11	20	6	1(5.0)	1(5.0)	2(10.0)
計		(※1)2116	900	581(27.5)	91(4.3)	672(31.8)

注1：( )内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取消された者で内数である。

### 2 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 次数	実施時期	情報公開者数	対面者数	身元判明		
				訪日期间中	その他	計
平12	平12.11	20	5	1	2	3(15.0)
平13	平13.11	20	5	2	2	4(20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1(16.7)
平15	平16.2	10	3	1	0	1(10.0)
平16	平16.11	(※1)12	3	1	0	1(8.3)
平17	平17.11	(※2)5	1	0	0	0
平18	平18.11	7	2	0	0	0
平19	平19.11	4	1	0	1	1(25.0)
平20	平20.11	3	1	1	0	1(33.3)
計		87	22	7	5	12(13.8)

注：( )内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

※1 うち1名はロシア在住の孤児

※2 うち1名は日本在住の孤児

## 第10 中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査

### 支援給付施行事務監査実施計画（監査業務の流れ）

平成21年3月

業務の流れ	実施時期	概要	備考
1 事前協議 資料提出	4月10日	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査候補地（16都道府県市）を選定</li> <li>・実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う (事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施)</li> </ul>	
3 監査実施 計画通知 発出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報</li> <li>・書面監査資料の提出依頼（各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定）</li> </ul>	
4 実地監査 実施通知 発出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実施	実地監査期間 (3日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施</li> <li>・実施機関についてはケース検討も実施</li> <li>・監査講評</li> </ul>	
8 監査結果 通知 発出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査実施後 1ヶ月半以内</li> <li>・書面監査実施後 2ヶ月以内</li> </ul>	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	

# 事前協議用資料（案）

事前協議用資料

平成21年3月末現在

年度 実施機関名	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
	被支援 世帯数	被支援 人員数	被支援 世帯数	被支援 人員数	被支援 世帯数	被支援 人員数	被支援 世帯数	被支援 人員数	被支援 世帯数	被支援 人員数
郡部計										
市部計										
合計										

注1 過去5年間の年度別推移  
注2 4月10日までに提出願います

「支援給付施行事務監査の実施について」新旧対照表

新（2月6日現在）	旧（10月28日時点）
<p style="text-align: center;"><b>支援給付施行事務監査実施要綱（案）</b></p> <p>1 監査の目的            監査は、実施機関における支援給付の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、支援給付制度がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものであること。</p> <p>2 監査の意義等            (1) 監査は、法的権限に基づいて支援給付制度の運用の状況を監査するものであるが、単に監察的見地から事務の執行又は会計経理の状況を検査し、その適否を調査する等の消極的な機能に止まらず、更に支援給付制度がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものであること。            (2) 監査を行う職員は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が支援給付制度の事務全般にわたる監察・指導であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意すること。            ① 指示又は回答は明確にすること。            ② 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、謙譲にして、指導援助的な態度をもって監査に臨むこと。            ③ 権勢的又は一方的な言動を避け、努めて関係者の理解の下に積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>3 監査の類型及び実施方式            監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「支援給付施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な監査の実施に努めること。            (1) 一般監査            原則として管内全ての実施機関に対し、<u>実地又は書面にて年1回行う。</u>            ① 実地監査            管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で実地監査を行う。実地監査においては、支援給付の決定手続き及び方法の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行う。ケース検討においては、特定中国残留邦人等の年齢及び世帯構成等を考慮のうえ、当該実施機関の傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は10ケースを目途とし、<u>ケース数が10ケースに満たない場合は、全てのケースを検討すること。</u>また支援給付の面接相談、支援給付の廃止の対応状況及び特定中国残留邦人等のニーズに対応しているかについても、<u>十分な検討を行うこと。</u>            事前提出資料の内容についても、十分な検討を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>支援給付施行事務監査実施要綱（案）</b></p> <p>1 監査の目的            監査は、市町村及び実施機関における支援給付の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、支援給付制度がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものであること。</p> <p>2 監査の意義等            (1) 監査は、法的権限に基づいて支援給付制度の運用の状況を監査するものであるが、単に監察的見地から事務の執行又は会計経理の状況を検査し、その適否を調査する等の消極的な機能に止まらず、更に支援給付制度がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものであること。            (2) 監査を担当する職員は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が支援給付行政の事務全般にわたる監察・指導であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意すること。            ① 指示又は回答は明確にすること。            ② 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、謙譲にして、指導援助的な態度をもって監査に臨むこと。            ③ 権勢的又は一方的な言動を避け、努めて関係者の理解の下に積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>3 監査の類型及び実施方式            監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「支援給付施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な監査の実施に努めること。            (1) 一般監査            原則として管内全ての実施機関に対し実地又は書面にて年1回行う。            ① 実地監査            管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で実地監査を行う。実地監査においては、支援給付の決定手続き及び方法の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行う。ケース検討においては、特定中国残留邦人等の年齢及び世帯構成等を考慮のうえ、当該実施機関の傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は10ケースを目途とすること。また支援給付の面接相談、支援給付の廃止の対応状況及び特定中国残留邦人等の必要としているニーズに対応しているかについても、十分な検討を行うこと。            事前提出資料の内容についても、十分に検討を行うこと。            なお、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その</p>

なお、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その問題傾向に応じてケースを選定すること。

② 書面監査

実地監査を行わなかった実施機関に対して、書面を提出させ適正な運用が図られているかの監査を行う。

(2) 特別監査

① 特別監査は、一般監査等で特定の事項に問題がある実施機関及び動向等に特異な傾向を示す実施機関に対して実地にて監査を行う。

② 特別監査においては、一般監査等にて把握した問題点及び特異な傾向を示していると思われる事項について、検討を行う。

4 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は、毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施すること。

なお、監査の実施計画の策定に当たっては、実施機関毎の過去の監査結果、最近の支援給付動向等を勘案して監査の重点事項を定め、監査の効率的な実施に十分配慮すること。

5 監査の事前準備

監査の実施に当たっては、実施機関における支援給付の実施状況、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況等のもとより、支援給付の動向、当該地域の支援給付に係る社会的諸条件等を事前に監査担当者全員で十分に分析検討し、他の実施機関との比較等により、問題の所在を予め把握すること。

6 監査結果の指示及び措置状況の確認

(1) 監査の結果については、実地又は書面により講評及び指示を行うこと。

なお、実地による講評においては、講評後、これらの職員とともに是正改善を要する事項等の研究協議を実施することにより、その問題の所在を明らかにするよう努めること。

(2) 実施機関に対する指示は、前項の検討結果に基づき、改善を必要とする事項（内容）に止まらず、具体的な改善方策を含め文書により通知すること。

(3) 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査を担当する職員を派遣してその改善状況を確認すること。

(4) 指導台帳の整備

都道府県及び指定都市においては、実施機関に対する監査の実効性及び継続性を確保するため、前年度監査の是正改善事項を記載した「指導台帳」を整備すること。

7 監査結果の報告等

都道府県及び指定都市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

問題傾向に応じてケースを選定すること。

② 書面監査

実地監査を行わなかった実施機関に対して、書面を提出させ適正な運用が図られているかの監査を行う。

(2) 特別監査

① 特別監査は、一般監査等で特定の事項に問題がある実施機関及び動向等に特異な傾向を示す実施機関に対して実地にて監査を行う。

② 特別監査においては、一般監査等にて把握した問題点及び特異な傾向を示していると思われる事項について、検討を行う。

4 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は、毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施すること。

なお、監査の実施計画の策定に当たっては、実施機関毎の過去の監査結果、最近の支援給付動向等を勘案して監査の重点事項を定め、監査の効率的な実施に十分配慮すること。

5 監査の事前準備

監査の実施に当たっては、実施機関における支援給付の実施状況、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況等のもとより、支援給付の動向、当該地域の支援給付に係る社会的諸条件等を事前に監査担当者全員で十分に分析検討し、他の実施機関との比較等により、問題の所在を予め把握すること。

6 監査結果の指示及び措置状況の確認

(1) 監査の結果については、書面により講評及び指示を行うこと。

なお、講評後においては、これらの職員とともに是正改善を要する事項等の研究協議を実施することにより、その問題の所在を明らかにするよう努めること。

(2) 実施機関に対する指示は、前項の検討結果に基づき、改善を必要とする事項（内容）に止まらず、具体的な改善方策を含め文書により通知すること。

(3) 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査を担当する職員を派遣してその改善状況を確認すること。

(4) 指導台帳の整備

都道府県及び指定都市においては、実施機関に対する監査の実効性及び継続性を確保するため、前年度監査の是正改善事項を記載した「指導台帳」を整備すること。

7 監査結果の報告等

都道府県及び指定都市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

「支援給付施行事務監査事項」新旧対照表

新（2月6日現在）		旧（10月28日時点）	
主眼事項	着眼点	主眼事項	着眼点
<p>1 支援給付の適正実施の推進</p> <p>(1) 支援給付の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 支援給付対象者の確認</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「支援法」という。）<u>第14条の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）の対象者であることの確認は適切に行われているか。</u></p> <p>2 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 支援給付の受給要件及び支援給付と生活保護との相違点等制度の趣旨は、<u>相談時及び開始時に「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」の活用等により、要支援者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</u></p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に関する情報が実施機関の窓口につながるよう支援給付制度の周知や民生委員、自立指導員等との連携、<u>生活保護担当等の保健福祉関係部局等との連絡・連携体制がとられているか。</u></p> <p>(5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、支援給付申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。</p> <p>(7) 支援給付申請書の処理及び支援給付金品の支給は迅速に行われているか。</p>	<p>1 支援給付の適正実施の推進</p> <p>(1) 支援給付の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 支援給付対象者の確認</p> <p>(1) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下、「支援法」という。）第13条の一時金の申請は行われているか。</u></p> <p>(2) <u>平成20年4月1日前に、60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者であるか確認されているか。</u></p> <p>2 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 支援給付の受給要件及び支援給付と生活保護との相違点等制度の趣旨は、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」の活用等により、<u>支援・相談員等が同席の上、要支援者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</u></p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に関する情報が実施機関の窓口につながるよう支援給付制度の周知や民生委員、自立指導員等との連携、保健福祉関係部局等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、<u>支援・相談員が同席の上、支援給付申請の意思を確認しているか。</u></p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。</p> <p>(7) 支援給付申請書の処理及び支援給付金品の支給は迅速に行われているか。</p>

3 支援給付開始時における調査の徹底

(1) 支援給付対象者であることの把握

支援法第13条第3項の一時金に係る支給決定通知書等により、本人又は配偶者であった者の配偶者が特定中国残留邦人等であるか確認されているか。

(2) 資産等の把握状況

ア 支援給付の申請書、資産申告書（拋出した保険料相当額の一時金、不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（就労収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。

特に現金・預貯金等や居住用不動産に関する個別協議など生活保護と異なる取扱いについては適切に審査されているか。

また、生活圏内（申請前に転居してきた者については前居住地等）の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。

急迫支援給付を除き、支援給付開始決定後に調査していることはないか。

イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。

ウ 同居している者の資産について活用を求めるような取扱いをしていないか。

(3) 扶養義務者の把握状況

扶養義務者の存否の確認が行われているか。また、居所が不明な場合には、官公署等への照

(8) 支援給付の開始時に「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。

3 支援給付開始時における調査の徹底

(1) 特定中国残留邦人等であることの把握

支援法第13条の一時金に係る支給決定通知書等により、確認されているか。

(2) 資産等の把握状況

ア 支援給付の申請書、資産申告書（拋出した保険料相当額の一時金、不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（就労収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。

また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。

現金・預貯金等の保有額が、申請者の一時金支給決定年度における中国残留邦人等の追納保険料480ヶ月分に相当する額として設定した保有限度額を超えていないことが確認されているか。

支援給付開始決定後に調査していることはないか。

支援給付申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。

イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。

ウ 居住用不動産を所有している者について要支援世帯向け長期生活支援資金制度の活用について、厚生労働省と個別に相談・協議されているか。

エ 同居している者の資産について活用を求めるような取扱いをしていないか。

(3) 病状の把握

病状が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。

(4) 扶養義務履行の指導状況

扶養義務者の存否の確認が行われているか。また、居所が不明な場合には、官公署等への照会



会に基づき、所在の確認が行われているか。

4 関係機関等との連携

- (1) 生活保護担当等関係部局、民生委員、自立指導員、保健所、身体障害者更生相談所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。
- (2) 郡部の実施機関においては、高齢者及び身体障害者等の援助について町村との連携は十分図られているか。

(2) 支援給付受給中における指導援助の推進

1 権利、義務の周知徹底

被支援者の権利、義務について、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。  
また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。

(2) 収入の把握

ア 収入の把握

(ア) 収入申告書は必要に応じて適切に徴取されているか。挙証資料は添付されているか。

(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

(ウ) 仕送り額等は、適切に把握されているか。

(エ) 同居している者の収入は適切に把握されているか。

イ 課税状況調査の実施状況

に基づき、所在の確認が行われているか。

4 関係機関等との連携

- (1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。
- (2) 郡部の実施機関においては、高齢者及び身体障害者等の援助について町村との連携は十分図られているか。

(2) 支援給付受給中における指導援助の推進

1 権利、義務の周知徹底

被支援者の権利、義務について、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」等により、支援・相談員単独又は必要に応じて実施機関職員等が同席の上、適時適切な指導が行われているか。

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。

イ 要支援世帯向け長期生活支援資金制度の対象となる資産の把握等、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

(2) 収入の把握

ア 収入の把握

(ア) 収入申告書は必要に応じて適切に徴取されているか。挙証資料は添付されているか。

(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

(ウ) 仕送り額等は、適切に把握されているか。

(エ) 同居している者の収入は適切に把握されているか。

イ 課税状況調査の実施状況

毎年、全被支援者について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。

また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。

(3) 年金等の受給資格等の確認

ア 一定の年齢に達した者について、年金加入状況確認調書を活用するなど、老齢基礎年金等、公的年金の受給状況について確認されているか。

イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。

ウ 遺族厚生年金等の受給資格について確認されているか。

(4) 扶養能力調査の実施

扶養義務者に対する扶養能力調査は、被支援者を通じ、適切に実施されているか。

(5) 入院患者日用品費等給付

入院患者日用品費は適切に処理されているか。

毎年、全被支援者について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。

また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。

(3) 年金等の受給資格等の確認

ア 一定の年齢に達した者について、年金加入状況確認調書を活用するなど、老齢基礎年金等の満額受給及びその他の年金受給状況について確認されているか。

イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。

ウ 遺族厚生年金等の受給資格について確認されているか。

(4) 扶養能力調査の実施

扶養義務者に対する扶養能力調査は、被支援者を通じ、適切に実施されているか。

(5) 入院患者日用品費等給付

入院患者日用品費は適切に処理されているか。

3 援助方針の策定

(1) 援助方針は、支援・相談員等による家庭訪問や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。

また、策定した援助方針については、被支援者本人に理解を得るよう説明しているか。

(2) 多様なニーズを抱える特定中国残留邦人等世帯の援助方針は、個々の被支援者の実態を踏まえた適切なものとなっているか。

(3) 援助困難な被支援者等については、関係機関とも連携の上、診断会議等で組織的に検討されているか。

(4) 援助方針は、被支援者の実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。

(5) 援助方針が、被支援者記録等に明記されているか。また、説明した旨を被支援者記録等に明記されているか。

4 個別具体的な指導援助の充実

(1) 高齢者、障害者世帯に対する指導援助の状況

(3) 適正な支援給付の  
決定事務の確保

3 海外渡航の取扱い

海外渡航の目的、渡航期間の取扱い、渡航費用は  
収入認定しない等、支援給付における海外渡航の取  
扱いは適切に行われているか。

4 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

(1) 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行  
われているか。

(2) 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介  
護機関等関係機関との連携、近隣住民との協力等  
による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われ  
ているか。

(3) 介護保険料、公営住宅家賃の未納について、関  
係部局と連携を図り、納付状況を把握するととも  
に、滞納している被支援者については、被支援者  
に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手  
続きをとることにより改善が図られているか。

1 支援給付の開始

支援給付の開始は、要支援者の資産及び収入に係  
る必要な関係先調査をせずに開始していることはな  
いか。また、支援給付の開始・申請の却下は、要否  
の判定を適正に行い決定されているか。

2 支援給付の廃止

(1) 要否の判定による廃止

支援給付の廃止は、当該世帯における収入の増  
加、最低生活費の減少等により支援給付を要しな  
い状態を確実に把握した上で、要否の判定を行い  
決定されているか。

(2) 婚姻による廃止

ア 高齢者、障害者世帯について、介護保険制度  
及び障害者自立支援法等による各種サービスの  
活用が図られているか

イ 中国帰国者に対する地域生活支援プログラム  
を活用するなど、社会的な自立の助長に向けた  
適切な援助が図られているか。

ウ 高齢者、障害者世帯について、必要な生活環  
境等の整備のための制度の活用が図られている  
か。

(2) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に  
行われているか。

イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、  
介護機関等関係機関との連携、近隣住民との協  
力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が  
行われているか。

ウ 介護保険料、公営住宅家賃の未納について、  
関係部局と連携を図り、納付状況を把握すると  
ともに、滞納している被支援者については、被  
支援者に対し適切な納付指導を行うか、代理納  
付等の手続きをとることにより改善が図られて  
いるか。

1 支援給付の開始

支援給付の開始は、要支援者の資産及び収入に係  
る必要な関係先調査をせずに開始していることはな  
いか。また、支援給付の開始・申請の却下は、要否  
の判定を適正に行い決定されているか。

2 支援給付の廃止

(1) 要否の判定による廃止

支援給付の廃止は、当該世帯における収入の増  
加、最低生活費の減少等により支援給付を要しな  
い状態を確実に把握した上で、要否の判定を行い  
決定されているか。

(2) 婚姻による廃止

(3) 適正な支援給付の  
決定事務の確保

特定中国残留邦人等が死亡した後、その配偶者であった者の新たに婚姻した相手が、特定中国残留邦人等以外の者であることが確認されているか。

(3) 「辞退届」による廃止

ア 「辞退届」は、被支援者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。

イ 被支援者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(4) 指導指示違反による廃止

ア 指導指示内容は被支援者本人の支援給付の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。

イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(5) 支援給付の廃止に係る助言指導及び連携

支援給付の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や後期高齢者医療への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。

また、地域の民生委員へ支援給付廃止の旨を連絡するなどにより、支援給付廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。

3 最低生活費の算定及び通知事務

最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。

また、支援給付の変更等が行われた場合に、被支援者に対し通知されるとともに、特に日本語の不得意な被支援者に対して配慮し、わかりやすく説明を行っているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 原則、年1回の収入申告時の申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて社会保険事務所等関係先調査を適切に行っているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の

特定中国残留邦人等が死亡した後、その配偶者であった者の、新たに婚姻した相手が、特定中国残留邦人等以外の者であることが確認されているか。

(3) 「辞退届」による廃止

ア 「辞退届」は、被支援者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。

イ 被支援者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(4) 指導指示違反による廃止

ア 指導指示内容は被支援者本人の支援給付の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。

イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。

ウ 支援給付の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。

(5) 支援給付の廃止に係る助言指導及び連携

支援給付の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や後期高齢者医療への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。

また、地域の民生委員へ支援給付廃止の旨を連絡するなどにより、支援給付廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。

3 最低生活費の算定及び通知事務

最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。

また、支援給付の変更等が行われた場合に、被支援者に対し通知されるとともに、支援・相談員等を活用し、被支援者に対してわかりやすく説明を行っているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて社会保険事務所等関係先調査を適切に行っているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の

措置が行われているか。

- 2 不正受給世帯に対する措置  
不正受給については、生活保護法第78条の例により厳正に措置されているか。  
また、悪質な事例については、告発等が行われているか。

- 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策  
(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、生活保護法第63条又は同法第78条の例により返還等を求めるケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。  
(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。

## 2 医療支援給付の適正運営の確保

- 1 医療支援給付を受けている者に対する指導援助及び適正運営の状況  
(1) 被支援者の病状は、レセプト点検、主治医訪問等により的確に把握され、その結果に基づき療養指導等が適切に行われているか。  
(2) 頻回受診者に対する適正受診指導状況  
ア 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。  
イ 頻回受診の判断が主治医訪問等によって適切に行われているか。  
ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。  
(3) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。

- 2 レセプトの点検、活用状況  
(1) レセプトは、世帯ごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。  
また、病状の把握、療養指導等に際し、適時レセプトが活用されているか。  
(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。  
(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、

措置が行われているか。

- 2 不正受給世帯に対する措置  
不正受給については、生活保護法第78条の例により厳正に措置されているか。  
また、悪質な世帯については、告発等が行われているか。

- 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策  
(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、生活保護法第63条又は生活保護法第78条の例により返還等を求めるケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。  
(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。

## 2 医療支援給付の適正運営の確保

- 1 医療支援給付を受けている者に対する指導援助及び適正運営の状況  
(1) 被支援者の病状は、レセプト点検、主治医訪問等により的確に把握され、その結果に基づき療養指導等が適切に行われているか。  
(2) 頻回受診者に対する適正受診指導状況  
ア 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。  
イ 頻回受診の判断が主治医訪問等によって適切に行われているか。  
ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。  
(3) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。

- 2 レセプトの点検、活用状況  
(1) レセプトは、世帯ごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。  
また、病状の把握、療養指導等に際し、適時レセプトが活用されているか。  
(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。  
(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、

診療点数等に疑義が生じた場合には、本庁に対し技術的助言を求めているか。

(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。

### 3 移送給付等の状況

#### (1) 移送給付

ア 移送給付の範囲は、一般的給付については国民健康保険の例によるか。

また、例外的給付の場合は、画一的に判断をせず、世帯毎に検討を行っているか。

イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被支援者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。

また、例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及び必要に応じ検診命令を行い、実施機関において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。

なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、原則として、最も経済的な経路・交通機関を実施機関において決定しているか。

ウ 給付については、実施機関が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていないか。

エ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。

#### (2) 施術、治療材料給付

あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。

また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、実施機関が十分検討しているか。

なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。

診療点数等に疑義が生じた場合には、本庁に対し技術的助言を求めているか。

(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。

### 3 移送給付等の状況

#### (1) 移送給付

ア 移送給付の範囲は、一般的給付については国民健康保険の例によるか。

また、例外的給付の場合は、画一的に判断をせず、世帯毎に検討を行っているか。

イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被支援者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。

また、例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、実施機関において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。

なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、かつ最も経済的な経路・交通機関を実施機関において決定しているか。

ウ 給付については、実施機関が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていないか。

エ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。

#### (2) 施術、治療材料給付

あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。

また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、実施機関が十分検討しているか。

なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。

3 介護支援給付の適正運営の確保

- 4 本庁への技術的助言の要請状況  
医療の給付の要否、方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 5 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
  - (1) 医療支援給付の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。
  - (2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。  
特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認がされているか。  
ア 精神科を受診している被支援者について、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。  
イ 精神科の通院について、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。  
ウ 人工透析医療を受けている者について、原則、自立支援医療により給付されているか。
- 1 介護支援給付を受けている者等に対する指導援助の状況
  - (1) 介護保険法に定める要介護（要支援）の状態にあると考えられる者についてはレセプト点検、主治医訪問等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。
  - (2) 要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画（ケアプラン）により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。
  - (3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に、要介護者等の居住地があるものが選定されているか。
- 2 介護給付費の点検等  
介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。
- 3 福祉用具及び住宅改修の給付状況

3 介護支援給付の適正運営の確保

- 4 本庁への技術的助言の要請状況  
医療の給付の要否、方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 5 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
  - (1) 医療支援給付の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。
  - (2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。  
特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認がされているか。  
ア 精神科を受診している被支援者について、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。  
イ 精神科の通院について、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。  
ウ 人工透析医療を受けている者について、原則、自立支援医療により給付されているか。
- 1 介護支援給付を受けている者等に対する指導援助の状況
  - (1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者についてはレセプト点検、主治医訪問等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。
  - (2) 要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画（ケアプラン）により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。
  - (3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に、要介護者等の居住地があるものが選定されているか。
- 2 介護給付費の点検等  
介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。
- 3 福祉用具及び住宅改修の給付状況

4 実施機関における入所措置等の適正実施の確保

(1) 適正な入所措置事務等の確保

- (1) 介護支援給付を受けている者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。
  - (2) 保険者による償還金が支給された場合には、生活保護法第63条の例により適切に返還の決定がなされているか。
- 4 本庁への技術的助言の要請状況  
介護支援給付の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 5 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況  
介護支援給付の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。  
特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号の特定疾病により介護保険法に定める要介護(要支援)の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等他法が介護支援給付に優先して活用されているか。

1 適正な入所措置事務の確保

- (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。
- (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。

2 入所措置後の援助

- (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。  
また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。

- (2) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。

- (1) 介護支援給付を受けている者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。
- (2) 保険者による償還金が支給された場合には、生活保護法第63条の例により適切に返還の決定がなされているか。

4 本庁への技術的助言の要請状況

介護支援給付の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。

- 5 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況  
介護支援給付の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。  
特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等他法が介護支援給付に優先して活用されているか。

4 実施機関における入所措置等の適正実施の確保

(1) 適正な入所措置事務等の確保

1 適正な入所措置事務の確保

- (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。
- (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。

2 入所措置後の援助

- (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。  
また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。

- (2) 入所措置後、訪問調査等を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。

また、その状況は記録として残されているか。

- (3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。



(2) 適正な支援給付の決定事務の確保

また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。

入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。

(2) 適正な支援給付の決定事務の確保

5 組織的な運営管理の推進

(1) 計画的な運営管理の推進

また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。

入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。

1 実施機関の現状認識

(1) 所長等は、管内の支援給付動向、地域的特性、実施体制及び前年度監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。

(2) 所長等は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。

(3) 所長等幹部職員は、被支援世帯の問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。

ア 開始・廃止世帯の状況、並びに問題を抱える開始・廃止世帯の有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

イ 生活保護法第63条及び生活保護法第78条の例による返還等が必要となる世帯の発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

ウ その他、特に問題を抱える世帯について、実施機関全体の問題として把握し、取り組んでいるか。

エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。

(4) 所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。

2 運営の方針及び事業計画の状況

(1) 支援給付の運営については、所長等幹部職員及び担当者等関係職員が参画し、本庁が実施機関に対して示した指針、当該地域の実情、支援給付の動向、実施機関の抱える問題点及び監査結果等を

5 自主的内部点検

- 1 当面する課題及び監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検が実施されているか。
- 2 実施した自主的内部点検の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関としての評価がされているか。
- 3 自主的内部点検が実施されているにもかかわらず、監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。
- 4 問題解決のために必要な職員研修を実施する等、その対応策を講じているか。
- 5 経理事務処理の点検が実施されているか。

十分踏まえ、必要に応じて支援・相談員等の意見を聴取した上で基本的な実施方針が決められているか。

また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。

(2) 支援給付の運営は、実施方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。

また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。

(3) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。

3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況

(1) 当面する課題及び監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。

(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。

(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。

(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。

4 診断会議の活用状況

(1) 援助困難な被支援者の援助方針を樹立する場合等においては、診断会議を開催する等、必要に応じて速やかに組織的判断を行っているか。

また、所長等幹部職員が参画しているか。

(2) 診断会議等の検討結果は記録されているか。

また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。

(2) 実施体制の確保

6 援助困難な被支援者への対応

- (1) 援助困難な世帯に対する指導援助が、担当者任せとなっていないか。
- (2) 援助困難な世帯については、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導しているか。
- (3) 必要に応じ、関係者に診断会議等への参加又は世帯への同行訪問を要請しているか。
- (4) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。

1 職員の配置状況

担当者が不足して事務処理に支障を来していないか。

2 経理事務の処理状況

- (1) 支援給付金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。  
特に、金品等の授受に当たっては、担当員が単独で現金を取り扱っていないか。真にやむを得ない場合は、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。
- (2) 支援給付金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。また、返還金等の現金の金庫等による保管状況は、適切に行われているか。
- (3) 生活保護法第63条の例による返還額の決定は、適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。
- (4) 生活保護法第63条の例による返還金及び生活保護法第78条の例による徴収金の債権管理について、
  - ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。
  - イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納

5 援助困難な被支援者への対応

- (1) 援助困難な世帯に対する指導援助が、担当者任せとなっていないか。
- (2) 援助困難な世帯については、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導しているか。
- (3) 必要に応じ、関係者に診断会議等への参加又は世帯への同行訪問を要請しているか。
- (4) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。

1 職員の配置状況

- (1) 担当者が不足して事務処理に支障を来していないか。
- (2) 担当者が支援給付以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。
- (3) 支援・相談員が配置されているか。

2 経理事務の処理状況

- (1) 支援給付金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。  
特に、金品等の授受に当たっては、担当員が単独で現金を取り扱っていないか。真にやむを得ない場合は、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。
- (2) 支援給付金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。また、返還金等の現金の金庫等による保管状況は、適切に行われているか。
- (3) 生活保護法第63条の例による返還額の決定は、適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。
- (4) 生活保護法第63条の例による返還金及び生活保護法第78条の例による徴収金の債権管理について、
  - ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。
  - イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納

(2) 実施体制の確保

済額ではなく調定額を支出額から控除するよう  
に行われているか。

・国庫負担額= (自治体の支出額- (調定額- 不納欠損額)) × 3/4

ウ 被支援者への返還金等の督促及び納入指導  
は、適切に行っているか。

エ 支援給付を廃止した者の返還金等について、  
引き続き同返還金等の債権について適切な管理  
が行われているか。

オ 被支援者（廃止した者を含む）が転出した場  
合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われ  
ているか。

カ 被支援者（廃止した者を含む）が死亡した場  
合、相続人の有無について調査が行われている  
か。

・相続人がいる場合は、相続人に対して引き続  
き債権管理が行われているか。

キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時  
効中断措置等が行われているか。

### 3 世帯記録等事務処理の管理状況

- (1) 世帯記録等個人情報資料については、秘密が厳  
守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われてい  
るか。
- (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理につい  
て、内容審査、点検等の管理が適正に行われてい  
るか。

### 1 実施機関の実情に応じた取組状況

- (1) 地域の特性から問題点が認められる実施機関に  
おいては、その根本的な要因等の分析を十分に行  
う等により、問題点に対する対応策等が計画的に  
講じられているか。
- (2) 前年度監査結果による指摘事項について実施機  
関は、その原因についての分析を行い、具体的な  
改善策が講じられているか。
- (3) 特に小規模な実施機関において、支援給付の適  
正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が  
取られているか。

また、実務を中心とした研修やケース事例の研

済額ではなく調定額を支出額から控除するよう  
に行われているか。

・国庫負担額= (自治体の支出額- (調定額- 不納欠損額)) × 3/4

ウ 被支援者への返還金等の督促及び納入指導  
は、適切に行っているか。

エ 支援給付を廃止した者の返還金等について、  
引き続き同返還金等の債権について適切な管理  
が行われているか。

オ 被支援者（廃止した者を含む）が転出した場  
合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われ  
ているか。

カ 被支援者（廃止した者を含む）が死亡した場  
合、相続人の有無について調査が行われている  
か。

・相続人がいる場合は、相続人に対して引き続  
き債権管理が行われているか。

・相続人が債務を相続しない場合は、裁判所に  
よる相続放棄の証明書の有無について確認して  
いるか。

キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時  
効中断措置等が行われているか。

### 3 世帯記録等事務処理の管理状況

- (1) 世帯記録等個人情報資料については、秘密が厳  
守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われてい  
るか。
- (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理につい  
て、内容審査、点検等の管理が適正に行われてい  
るか。

### 1 実施機関の実情に応じた取組状況

- (1) 地域の特性から問題点が認められる実施機関に  
おいては、その根本的な要因等の分析を十分に行  
う等により、問題点に対する対応策等が計画的に  
講じられているか。
- (2) 前年度監査結果による指摘事項について実施機  
関は、その原因についての分析を行い、具体的な  
改善策が講じられているか。
- (3) 特に小規模な実施機関において、支援給付の適  
正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が  
取られているか。

また、実務を中心とした研修やケース事例の研

## 6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底

## 6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底

究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。

2 自動車保有世帯に対する調査、指導の状況

- (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。
- (2) 保有を認めた場合においては、保有要件の検証が適切に行われているか。
- (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
- (4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。

7 対象者への配慮

担当職員が支援給付制度の趣旨を理解し、対象者の日本語能力に応じて、面談時に支援・相談員を同席させる、通知文に中国語訳を載せるなどの配慮をしているか。

究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。

2 自動車保有世帯に対する調査、指導の状況

- (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。
- (2) 保有を認めた場合においては、保有要件の検証が適切に行われているか。
- (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
- (4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。

# 平成21年度支援給付施行事務監査資料（案）

## 実施機関関係

1. 支援給付の状況
  - (1) 過去5年間の年度別推移及び直近月の状況
  - (2) 世帯種別被支援世帯数
2. 実施機関の組織等
  - (1) 実施機関の実施体制
  - (2) 支援・相談員の配置状況
  - (3) 面接相談体制
  - (4) 嘱託医との連携体制
  - (5) 経理事務の処理状況
3. 診断会議等
4. 支援給付の決定の決裁権者等
5. 支援給付の開始・廃止の状況
  - (1) 支援給付の開始・廃止等の年度別推移
  - (2) 支援給付の開始・廃止の状況の内訳
6. 各種調査等の状況
  - (1) 同意書徴取の状況
  - (2) 関係先調査の状況
  - (3) 課税状況調査の状況
7. 支援・相談員の活動状況
8. 医療支援給付運営状況の確認
  - (1) レセプト点検実施状況
  - (2) 点検を行った結果、過誤調整により減額及び増額の生じた件数・金額
  - (3) 移送費（例外的給付）の支給状況
9. 返還金、徴収金の状況
  - (1) 過去3年間の法第63条、78条適用状況
  - (2) 法第63条適用の主な内容
  - (3) 法第78条適用の主な内容
10. 自動車保有状況
  - (1) 総括表
  - (2) 個別表
11. 海外渡航の状況
12. 頻回受診者に対する指導状況
13. 中国残留邦人等に対する地域生活支援プログラムの実施状況
14. 支援給付運営上の質疑要望事項
15. 研究協議を要する事項
16. 添付資料
  - (1) 支援給付事務取扱指針、実施要領、諸様式等
  - (2) 債権管理の状況
  - (3) 代理納付等の活用状況
  - (4) その他参考となる資料
    - (別紙様式1)
    - (別紙様式2)

1. 支援給付の状況

(1) 過去5年間の年度別推移（年度末現在）及び直近月（直近月とは、原則として監査実施月の2ヶ月以内とする。以下同じ。）の状況

	16年度 A	17年度	18年度	19年度	20年度 B	年 月 (直近月)	B/A (%)
被支援世帯数							
被支援人員数							

(2) 世帯種別被支援世帯数（直近月の状況及び過去5年間の推移）

	16年度 A	17年度	18年度	19年度	20年度 B	年 月 (直近月)	B/A (%)
残留邦人単身世帯							
配偶者単身世帯							
残留邦人夫婦世帯							
その他世帯							
計	0	0	0	0	0	0	

※「年度別推移」は年度末の世帯数を記入する。直近月は原則として監査実施月の2ヶ月以内の世帯数を記入する。

※「残留邦人単身世帯」には特定中国残留邦人等が単身で支援給付を受けている世帯数を記入すること。

※「配偶者単身世帯」には特定中国残留邦人等の配偶者であった者が単身で支援給付を受けている世帯数を記入すること。

※「残留邦人夫婦世帯」には特定中国残留邦人等とその配偶者が一つの世帯として支援給付を受けている世帯数を記入すること。

※「その他世帯」は同居する者がいる世帯及び他の世帯種別に属さない世帯数を記入すること。

2. 実施機関の組織等

(1) 実施機関の実施体制

係名	職名	氏名	担当世帯数	現職 経験年数	支援給付 事務経験年数	担当事務	備考

※ 「現職経験年数」欄は～年～ヶ月と記入する。

※ 「支援給付事務経験年数」の欄は、現職経験年数を含めない。

※ 備考欄には「医療担当」や「経理担当」等記入すること。

※ 支援給付業務に携わっている非常勤職員については任命（勤務実態等）、服務（守秘義務等）、分限などが把握できる資料を添付すること

(2) 支援・相談員の配置状況

次の該当する事項を○で囲み、配置人員、出勤日等を具体的に記入すること

- ア 常勤（週5日）配置                      人      経験年数    年    ヶ月
- イ 非常勤（週5日未満）配置            人      経験年数    年    ヶ月
- ウ 必要に応じて配置                    人
- エ 県から必要に応じて配置            人

オ 未配置

理由 {

(3) 面接相談体制

次の該当する事項を○で囲み、ウ、エの場合は日本語が不自由な者への対応について具体的に記入すること。

- ア 支援・相談員が対応
- イ 支援・相談員と職員が対応
- ウ 担当職員が対応
- エ その他

(4) 嘱託医との連携体制      （必要に応じて生活保護の嘱託医と連携している等具体的に記載）



(5) 経理事務の処理状況

ア 支給日

- ・定例支給日 毎月 日 (休日と重なった場合 日)
- ・新規開始世帯の開始決定日は申請日から概ね 日後

イ 支給方法 (監査直近月の状況)

口座払い	世帯	%
窓口払い	世帯	%
その他	世帯	%
計	世帯	

※「その他」については、実施機関で事項を設定の上、記入すること。

ウ 支援給付金品の支給手続、返還金の返納手続等の事務の流れ

エ 経理事務等の不祥事に係る未然防止策 (不祥事の防止対策マニュアル等がある場合は添付すること。)

(注) 「ウ」「エ」については既存の資料 (生活保護用資料可) があればこれに替えて差し支えない。

3. 診断会議等  
 診断会議等 《開催要綱等があれば添付すること。》

(1) 開催状況 (平成 年度)

開催回数	検討数
回	世帯

(注) 前年度分を計上すること。

(2) 理由別内訳

理由別	援助に関すること		費用返還に関すること		その他			
	新規開始世帯	援助困難世帯	生活保護の例による63条返還	生活保護の例による78条徴収	自動車に関すること	通院移送費		
協議 件数	件	件	件	件	件	件	件	件

(注) 「その他」欄の空欄は、実施機関において設定、記入すること。

4. 支援給付の決定の決裁権者等 (決裁権者ごとに記載するとともに、決裁権者に関する規定を添付すること。)

5. 支援給付の開始・廃止の状況

(1) 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区分	面接相談件数		申請件数 (B)	開始件数 (C)	廃止件数	B/A (%)	C/B (%)	C/A (%)
	延件数	実件数 (A)						
平成19年度	支援・相談員 同席					-	-	-
	職員のみ							
平成20年度	支援・相談員 同席					-	-	-
	職員のみ							
平成21年度	支援・相談員 同席					-	-	-
	職員のみ							

- (注) 1 面接相談件数の上段は支援・相談員が同席した件数を記載し、下段には職員のみで面接相談を行った件数を計上すること。(上段と下段は別掲である。)
- 2 面接・相談件数については、支援給付にかかる相談(①支援給付の相談・申請をしたい旨の訴え、又は②老後の生活の安定が図れない旨の訴えがあったもの)の件数を計上すること。支援給付以外の相談も包括して受ける総合相談窓口体制の自治体についても、相談内容から判断して支援給付に関する相談件数のみを計上すること。なお、申請率を正確に把握するため、「実件数」欄には同じ相談者又は同一の世帯員から複数回相談を受けた場合においても、1件と計上すること。またその複数回の相談のうち支援・相談員が同席し相談を受けたことがあれば「実件数」上段に1件として計上すること。
- 3 開始件数については、支援給付開始日を基準に計上すること。(決裁日ではない。)

○「延件数」の計上例：同じ相談者又は同一の世帯員から、年度内において4月に2回、5月に3回、8月に1回相談を受けた場合  
→ 「延件数」：6(年度内に相談を受けた全ての回数を数える)

(2) 支援給付の開始・廃止の状況の内訳（平成20年度）

総開始数		
開始理由	新たに特定中国残留邦人等に認定	
	預貯金等の減少	
	同居している者の転出	
	移管	
	その他	

その他内訳	①	〇〇〇	件
	②	〇〇〇	件
	③	〇〇〇	件

総廃止数		
廃止理由	死亡	
	婚姻	( )
	同居している者の転入	( )
	移管	
	その他	( )

その他内訳	①	〇〇〇	件
	②	〇〇〇	件
	③	〇〇〇	件

- (注) 1 「開始理由別」及び「廃止理由別」欄については、2つ以上の理由に該当する場合は、各上段の理由欄を優先して記入すること。  
 2 「開始理由別」及び「廃止理由別」欄の「その他」に件数を計上した場合、理由及び件数を記入すること。  
 3 「辞退届の提出を伴う廃止」については、辞退に至った理由が上記廃止理由により分類できる場合は、上記の該当する箇所に計上すること。  
 なお、その件数を( )内に再掲すること。  
 4 「指導指示違反」による廃止については、「その他」に分類し、内訳には「①指導指示違反(指導指示内容)」と記入すること。

6. 各種調査等の状況（平成20年度）

(1) 同意書徴取の状況

申請世帯	うち同意書を徴取した世帯	開始世帯

(2) 関係先調査の状況

区分		関係先調査をした件数及び世帯数	調 査 別 内 訳					①～⑤以外の資産・収入に関する調査
			年金・手当関係 ①	生命保険・簡易保険関係等 ②	銀行等の預貯金調査関係 ③	税務関係（課税状況調査） ④	雇用先関係 ⑤	
申請世帯	実績	延件数						
		実数						
		平均						
	結果	申請却下						
取り下げ								
継続世帯	実績	延件数						
		実数						
	結果	停・廃止						
		収入認定						
		不正発見等	78条（生保の例による）適用				(A)	
	その他				(B)			

- (注) 1 「申請世帯」欄は申請を受理した世帯に対して調査を行った世帯について記入すること。  
 2 「実績」欄の上段は調査先の延件数を計上し、下段は調査をした実世帯数を計上すること。（例えば、同一世帯について、3か所の金融機関に預貯金を調査した場合には、「銀行等の預貯金関係」欄の上段に3件、下段に1件と計上すること。）  
 なお、年金手帳、銀行預金通帳、生命保険証書等の提示又はその写しの添付による調査は件数には含めないこと。  
 3 「①～⑤以外の資産・収入に関する調査」欄は、固定資産に関する調査、失業等給付に関する調査、労災保険給付に関する調査等を行った世帯について記入すること。  
 4 「結果」欄は、実世帯数を記入すること。従って、調査先が複数の場合は、結果の主たる要因となった調査欄に計上すること。  
 また、例えば、調査の結果収入認定し、「停・廃止」にいたった場合には、停・廃止欄のみに計上すること。  
 なお、「不正発見等」欄は、関係先調査により不正が発見された世帯数を「78条（生活保護の例による）適用」及び「その他」に分けて計上すること。

(3) 課税状況調査の状況（平成20年度）

収入申告書と突合した結果、問題のなかった件数	収入申告書と突合した結果、問題のあった件数		
	78条(生保の例による)適用件数(A)	その他(B)	その他の対応状況
	( )	( )	

- (注) 1 収入申告書と突合した結果、問題のあった件については、対応にあたって診断会議を行った件数を( )内に再掲すること。  
 2 本表の「A」及び「B」欄と前ページの(A)及び(B)欄の数値はそれぞれ一致する。

7. 活動状況

前年度の月別家庭訪問等件数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪問状況													0
うち、支援・相談員単独又は同行													0
関係先訪問件数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
													0

- (注) 1 「訪問状況」欄には不在を含めた数を計上すること。  
 2 関係先訪問件数の上段( )へは、支援・相談員が被支援者と同行訪問した件数を再掲すること。

8. 医療支援給付運営状況の確認

(1) レセプト点検実施状況 (平成20年度)

点検実施者	レセプト 総枚数 A	うち連名簿 総件数 B	点検レセプト枚数			点検(実施)内容
			資格 C	内容点検		
				単月 D	縦覧	
計	枚 0	枚 0	(C/A %)	(D/(A-B) %)	枚 0	

(注) 1 A欄には、支払基金による審査済みのレセプト数(連名簿に記載される件数を含む。)を記入すること。

2 「点検実施者」欄には、医療事務担当者(嘱託職員等含む。)、担当員、業者委託等を記入すること。

3 「点検内容」欄は、実際に実施している具体的点検内容やその実施方法を記入すること。また業者委託の場合は業者名を記入し、その契約書及び仕様書の写しを添付すること。

4 レセプト枚数は支払月が年度内(4月~翌年3月)のものを計上すること。

(2) 点検を行った結果、過誤調整により減額及び増額の生じた件数・金額

	資格審査		内容審査	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
減額				
増額				
計	件 0	円 0	件 0	円 0

(注) 点検の結果、過誤調整が必要なものとして本庁あて過誤調整依頼した結果、減額又は増額した件数、金額を記入すること。

(3) 移送費（例外的給付）の支給状況

監査直近月（平成 年 月）

番号	世帯番号	世帯続柄	例外的給付の内容				⑤支給総額 (円)	通院日 数	1回 (片 道)の 通院金 額(円)	費用の決定(確認)					備考		
			①対象 理由	②公共 交通	③「②」 以外	④管外 の医療 機関				③、④である場合の理由 (傷病名、障害名等記入)	⑥要否意 見書	⑦身体障 害者等割 引利用	⑧領収書	⑨通院証 明書		⑩地域の 実態料金	⑪その他 (⑨・⑩ 以外)
1	1234	主	障害等		○	○	③身障1級で「骨髄腫」により介護タクシーの利用である。 ④疾病の治療ができる医療機	96,000	6	8,000	○	○	○	○		○	検診結果 複数業者 の見積書
2	2345	主	へき地等	○				16,000	16	500	○				○		頻回受診
3	3456	妻	へき地等	○				5,600	4	700	○				○		長期外来
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

(注) 以下の要領に従って記入すること。

- 1 本表は、支給金額（月額）の上位10件を記入すること。
- 2 「①対象理由」欄は、下表に応じたコードを記入すること。

コード	①対象理由の種別
障害等	身体障害等により、電車・バス等の利用が著しく困難なものであって、当該者が最寄りの医療機関に通院等を行う際に交通費が必要な場合
へき地等	へき地等により最寄りの医療機関に電車・バス等で通院する場合であっても、当該費用の負担が著しく高額になる場合
紹介	医師や支援給付担当者の紹介による場合（検診命令含む）

- 3 「②～④」欄、「⑥～⑩」欄は、該当に○を記入すること。
- 4 「⑪」欄は、その具体的な挙証資料を記入すること。
- 5 「備考」欄には、当月における「長期外来患者指導台帳」の登載者（同一疾病で1年以上を継続して受療している）には「長期外来」、また「頻回受診者指導台帳」の登載者（同一傷病で同一月内に同一診療科目を15日以上を受診が3ヶ月以上継続）には「頻回受診」と記入すること。



9. 返還金、徴収金の状況

(1) 過去3年間の法第63条、第78条適用状況（法第63条及び第78条は生活保護法の規定の例による。（以下同じ。））

区 分	63条			78条	
	件数	返還対象額	返還決定額	件数	金額
	件	円	円	件	円
18年度					
19年度					
20年度					

(注) 1 本表には過去3年度分について、記入すること。

2 「63条」欄の記入例として、例えば、100万円の返還対象額で、30万円を返還免除（診断書料、資産売却に伴う手数料等の必要経費を除いた額）している場合には、「返還対象額」欄を100万円として、「返還決定額」欄を70万円と記入すること。

(2) 法第63条適用の主な内容（平成20年度）

ア. 理由別内訳

理 由 別	適 用 件 数	左 の 内 訳									
		全額返還			一部返還					0円返還	
		件数	返還対象 (返還決定) 額	返還済額	件数	返還対象額	返還免除額	返還決定額	返還済額	件数	返還対象額 (免除額)
		件	円	円	件	円	円	円	円	件	円
各種年金の遡及受給											
生命保険の解約返戻金											
資産売却											
交通事故の補償金											
介護保険償還金											
雇用保険給付金											
入院給付金											
高額療養費償還金											
支援給付費算定誤り											
2ヶ月を超える海外渡航											
計											

(注) 「理由別」欄は、表記の理由以外のものがあれば適宜、実施機関において設定し記入すること。

イ. 法第63条適用表

世帯番号 開始年月日	世帯構成	63条返還決定時 最低生活費 収入充当額 給付額 (医療支援給付費)	資力発生時期	内 容	返還命令 通知年月日	返還対象額	返還決定額	返還済額	全額又は一部返還免除の 理由及び内訳	備考 (支援給付の停廃 止等)
			63条設定時期						必要経費の控除額	
			診断会議						円	
(記入例)  H20.6.1	(主) ○歳 (妻) ○歳	162,710 63,000 99,710 (15,930)	H20.5.5	交通事故の補償金の受領	H20.6.24	500,000	367,000	367,000	自立更生のため ○○○ 30,000	
			H20.6.20						○○○ 3,000 ○○○○ 100,000	
			H20.6.23							

(注) 1 本表には、前年度中に63条を適用し、全額返還免除した件、一部返還免除した件及び全額返還額が100万円以上の件について記入すること。  
 2 収納済額及び支援給付の停廃止等については、直近の状況を記入すること。

(3) 法第78条適用の主な内容（平成20年度）

ア. 理由別内訳

理 由 別	適 用 件 数	費 用 徴 収 決 定 額	徴 収 済 額
	件	円	円
稼働収入の無申告			
稼働収入の過少申告			
労災補償金等の無申告			
任意保険金等の無申告			
各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告			
預貯金等の無申告			
資産収入の無申告			
交通事故の補償に係る収入の無申告			
計			

(注) 「理由別」欄は、表記理由以外のものがあれば適宜、実施機関において設定し記入すること。

イ. 法第78条適用表

世帯番号 開始年月日	世帯構成	発見前の給付費 A	発見の契機	内 容	法第78条 適用年月日	不正受給 期間	不正受給 金額	時効消滅 金額	費用徴収 決定額	徴収済額	告発又は 検挙年月 日	備考 (支援給 付の停・ 廃止等)
		発見後の給付費 B			診断会議							
(記入例)	(主) ○歳 (妻) ○歳	----- ----- ----- -----	○年○月○日 課税調査による	主の就労収入の未申告 勤務先及び金融機関への関係 先調査を実施し、把握したもの。	H○. ○. ○  H○. ○. ○	H○. ○. ○ ~ H○. ○. ○	983,150	0	983,150	180,000		
		----- ----- ----- -----										
		----- ----- ----- -----										
		----- ----- ----- -----										

(注) 1 本表には、前年度中に78条を適用した件について記入すること。  
2 支援給付の停廃止等については直近の状況を記入すること。

10. 自動車保有状況

(1) 総括表

区 分	保有台数(台)				保有を認めているもの(台)				処分指導中のもの(台)				
	所有	借用	保留	計	所有	3ヶ月以内	借用	計	所有	借用	保留	計	
20年度末			/						( )	( )	/	( )	
21年度末	増												
	減												
21年度末										( )		( )	
○. ○. ○ (本年度監査直近月)									( )	( )		( )	

- (注) 1 ( ) 内には1年以上処分指導が継続しているものを再掲すること。  
 2 「3ヶ月以内」欄は処分価値が、最低生活費の3ヶ月以内の台数を再掲すること。

## (2) 個別表

世帯番号 開始年月日	世帯構成	車種	排気量 (CC)	年式	処分価値	車の状況	保有場所	保有の形態 (保有開始 日)	所有者	保有容認・否認・処分指導保 留の理由 (否認の場合は、処分指導の 状況及び処分困難な理由)	診断会議の開催状況
(記入例) No.1 2 3 4 ○年○月～	(主) ○オ	トヨタ カローラ ワゴン	1800	平成8年	20,000	車検切れで放置	自宅内	所有 H9.7～	主	否認 処分費用積立中	平成○年○月○日 平成○年○月○日
No.2 3 4 5 ○年○月～	(主) ○オ	日産 マーチ	1200	平成14年	130,000	稼働可能	知人宅	借用 H14.8～	主の弟	否認 ○月○日 文書指導 病院への通院に使用すると のことであったが利用して いない。	平成○年○月○日
No.3 4 5 6 ○年○月～	(主) ○オ (妻) ○オ	ダイハツ ムーブ	660	平成16年	60,000	稼働可能	県営住宅の 駐車場	所有 H16.4～	主	容認 (平成○年○月○日)	平成○年○月○日 平成○年○月○日
No.4 5 6 7 ○年○月～	(主) ○オ (妻) ○オ	マツダ キャロル	660	平成8年	10,000	稼働可能	自宅内	所有 H8.3～	主	容認 (平成○年○月○日)	平成○年○月○日

(注) 1 本表には、車を保有している本年度監査直近月の全世帯について記入すること。

2 車の状況の欄で、車検有のものについては、車が稼働可能か否かについて記載すること。

3 保有の形態の欄には、所有・借用の別を記入すること。また、所有者の欄で車検証上、所有者と使用者の名義が相違する場合は、使用者名を( )で記入すること。  
なお、この場合で使用者が主または世帯員であるときは、保有の形態の欄には「所有」と記入すること。

4 既存の資料があればこれに替えて差し支えない。

5 保有を容認した場合は「保有容認・否認の理由」欄に、容認要件の確認を行った直近の年月日を記入すること。

6 「診断会議の開催状況」欄については、当該世帯についての自動車保有に係る会議(新規世帯を対象とした際に自動車も含んで診断した場合を含む。)の開催状況について記入すること。

11. 海外渡航の状況

区 分	渡航回数 (A+B)	渡航期間別回数		2ヶ月を超える渡航の うちやむを得ないと判 断した回数	備考
		2ヶ月以内 (A)	2ヶ月超 (B)		
18 年 度					
19 年 度					
20 年 度					

※「2ヶ月を超える渡航のうちやむを得ないと判断した回数」欄には渡航期間が2ヶ月を越えているがやむを得ない事情が認められ収入認定を行わなかった回数を記入すること。

12. 頻回受診者に対する指導状況 (平成20年度)

月15日以上の 受診が3ヶ月 以上続いた者	「頻回受診者」 と判断された者	うち適正受診 指導を行った者	
		うち改善が見られた者	
人	人	人	人

13. 中国残留邦人等に対する地域生活支援プログラムの実施状況 (既存資料可)

14. 支援給付運営上の質疑要望事項

15. 研究協議を要する事項

(注) 議題がある場合は事前に登録願います。

16. 添付資料

(1) 支援給付事務取扱指針、実施要領、諸様式等

(2) 債権管理の状況

・債権管理の状況について別紙様式1に記入し、添付すること。

(3) 代理納付等の活用状況

・介護保険料、公営住宅家賃について、滞納状況と代理納付等の活用状況について別紙様式2に記入し、添付すること。

(4) その他参考となる資料

・支援給付のしおりなど支援給付制度の周知用リーフレット

## (別紙様式1) 法第63条、第77条及び法第78条による返還金、徴収金等の債権管理の状況

1. 債権管理担当者 (例：保護課経理係、財政局の債権管理担当課等)
2. 実施機関の債権管理の仕組みをフローチャートにして記入すること。(調定担当、債権管理担当、徴収担当等)  
※既存の資料があればこれに替えて差し支えない。
3. 下記の事項について債権管理簿等により整理しているか。(  のいずれかにチェックすること。 )

① 返還金、徴収金の決定年月日	<input type="checkbox"/> 整理している	<input type="checkbox"/> 整理していない
② 調定年月日	<input type="checkbox"/> 整理している	<input type="checkbox"/> 整理していない
③ 納入年月日	<input type="checkbox"/> 整理している	<input type="checkbox"/> 整理していない
④ 分割調定の状況	<input type="checkbox"/> 整理している	<input type="checkbox"/> 整理していない
⑤ 督促の状況	<input type="checkbox"/> 整理している	<input type="checkbox"/> 整理していない
⑥ 不納欠損の状況	<input type="checkbox"/> 整理している	<input type="checkbox"/> 整理していない
4. 債権管理者とケースワーカー等福祉事務所との債権管理情報の共有方法
5. 調定及び収納の手続きはどのように行っているか。
6. 未納者に対する督促状況
  - ① 支援給付受給中の者の督促、催告をかける頻度、方法  
(例：年2回、電話または文書による等)
  - ② 転出した者及び支援給付廃止した者に対する督促、催告を行う担当者及び方法
  - ③ 債務者が死亡した場合の対応
7. 不納欠損と判断する際の基準



(別紙様式2-①) 代理納付等の活用状況(①介護保険料)

監査直近月 (平成 年 月)

番号	ケース番号	支援給付 開始年月日	未納状況				未納世帯への指導状況等			備考
			未納月数	未納額合計 (円)		滞納理由	未納世帯への主な指導内容	代理納付 の活用を しない世帯	代理納付を活用しない主な理由	
				うち19年度	うち20年度					
1										
2										
3										
4										
計										

(注)以下の要領に従って記入すること。

- 1 本表は、19年度に未納があり、かつ監査直近月において、代理納付を活用していない未納世帯の各年度末及び監査直近月における状況について記入すること。
- 2 代理納付の要件(介護保険料加算相当額以上の生活支援給付費が支給されている)を満たさない者を除く。
- 3 「滞納理由」欄は、滞納している具体的理由とし、正当な理由がない場合は「特になし」、また実施機関が理由を把握していない場合は「未把握」と記入すること。
- 4 「代理納付の活用をしない世帯」欄には、該当する場合○を記入し、右欄にその理由を記入すること。

【記載例】

監査直近月 (平成20年 6月)

番号	ケース番号	支援給付 開始年月日	未納状況				未納世帯への指導状況等			備考
			未納月数	未納額合計 (円)		滞納理由	未納世帯への主な指導内容	代理納付 の活用を しない世帯	代理納付を活用しない主な理由	
				うち19年度	うち20年度					
1	1234	H18.10.1	6	9,000	3,000	1,500	主は精神疾患があり滞納の認識がうすい。	精神保健福祉士の同行訪問による納付指導中。以降、支援を継続する。(自己管理支援)	○	8月完納見込であり以後、自主納付(年金からの特別徴収)によるため。
2	2345	H17.7.1	15	21,000	9,000	3,000	特になし	8月より代理納付活用。		
3	3456	H19.2.1	3	4,500	1,500	3,000	未把握	世帯の滞納理由を把握し、代理納付の活用または納付指導を実施予定		
4										
計			24	34,500	13,500	7,500				

(別紙様式2-②) 代理納付等の活用状況(②公営住宅家賃)

監査直近月 (平成 年 月)

番号	ケース番号	支援給付 開始年月日	住宅 支援給付	未納状況				未納世帯への指導状況等			備 考
				未納月数	未納額合計 (円)		滞納理由	未納世帯への主な指導内容	代理納付 の活用を しない世帯	代理納付を活用しない主な理由	
					うち19年度	うち20年度					
1											
2											
3											
4											
計											

(注)以下の要領に従って記入すること。

- 1 本表は、19年度に未納があり、かつ監査直近月において、代理納付を活用していない未納世帯の各年度末及び監査直近月における状況について記入すること。
- 2 「住宅支援給付費」欄は、監査直近月の金額を記入すること。
- 3 「滞納理由」欄は、滞納している具体的理由とし、正当な理由がない場合は「特になし」、また福祉事務所が理由を把握していない場合は「未把握」と記入すること。
- 4 「代理納付の活用をしない世帯」欄には、該当する場合○を記入し、右欄にその理由を記入すること。

【記載例】

監査直近月 (平成20年 6月)

番号	ケース番号	支援給付 開始年月日	住宅 支援給付	未納状況				未納世帯への指導状況等			備 考
				未納月数	未納額合計 (円)		滞納理由	未納世帯への主な指導内容	代理納付 の活用を しない世帯	代理納付を活用しない主な理由	
					うち19年度	うち20年度					
1	1234	H18.10.1	18,000	6	108,000	36,000	18,000	主は精神疾患があり滞納の認識がうすい。	精神保健福祉士の同行訪問による納付指導中。以降、支援を継続する。 (自己管理支援)	○	8月完納見込であり以後、自主納付によるため。
2	2345	H17.7.1	25,000	15	21,000	9,000	50,000	特になし	8月より代理納付活用。		
3	3456	H19.2.1	20,000	3	60,000	40,000	20,000	未把握	世帯の滞納理由を把握し、代理納付の活用または納付指導を実施予定		
4											
計			63,000		189,000	85,000	88,000				

## 平成 21 年度支援給付施行事務監査資料（案）

### 都道府県・指定都市本庁関係

1. 支援給付の状況
  - (1) 過去 5 年間の年度別推移の状況
  - (2) 世帯種別被支援世帯数
2. 実施体制等
  - (1) 本庁
  - (2) 実施機関
3. 医療支援給付の運営状況
  - (1) レセプトの審査方法等の状況
  - (2) 過誤調整の状況
  - (3) 移送費の支給状況
4. 実施機関別自動車保有状況
  - (1) 総括表
  - (2) 郡部
  - (3) 市部
5. 指定医療機関の指導等の状況
  - (1) 管内指定医療機関の指導の状況
  - (2) 管内指定医療機関の検査の状況
6. 指定介護機関の指導等の状況
  - (1) 管内指定介護機関の指導の状況
  - (2) 管内指定介護機関の検査の状況
7. 海外渡航の状況
8. 支援給付運営上の質疑要望事項
9. 研究協議を要する事項
10. 添付資料
  - (別紙様式 1) 法第 63 条、第 77 条、及び法第 78 条による返還金、徴収金等の債権管理の状況
  - (別紙様式 2) 代理納付等の活用状況

1 支援給付の状況

(1) 過去5年間の年度別推移の状況

実施機関名	年度	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
		被支援世帯数	被支援人員数	被支援世帯数	被支援人員数	被支援世帯数	被支援人員数	被支援世帯数	被支援人員数	被支援世帯数	被支援人員数

(2) 世帯種別被支援世帯数

実施機関名	年度	16年度				17年度				18年度				19年度				20年度				
		残留邦人単身世帯	配偶者単身世帯	残留邦人夫婦世帯	その他世帯	残留邦人単身世帯	配偶者単身世帯	残留邦人夫婦世帯	その他世帯	残留邦人単身世帯	配偶者単身世帯	残留邦人夫婦世帯	その他世帯	残留邦人単身世帯	配偶者単身世帯	残留邦人夫婦世帯	その他世帯	残留邦人単身世帯	配偶者単身世帯	残留邦人夫婦世帯	その他世帯	

- ※年度末の世帯数を記入すること。
- ※「残留邦人単身世帯」には特定中国残留邦人等が単身で支援給付を受けている世帯数を記入すること。
- ※「配偶者単身世帯」には特定中国残留邦人等の配偶者であった者が単身で支援給付をうけている世帯数を記入すること。
- ※「残留邦人夫婦世帯」には特定中国残留邦人等とその配偶者が一つの世帯として支援給付を受けている世帯数を記入すること。
- ※「その他世帯」は同居する者がいる世帯及び他の世帯種別に属さない世帯数を記入すること。

2 実施体制等

(平成 年 月 日現在)

(1) 本庁

係名	職名	氏名	現職		過去の職歴			担当事務	備考	
			経験年数		支援給付事務経験年数		生活保護事務経験年数			
			年	月	年	月	年	月		
計	-	人	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 支援給付関係事務を所掌していない係については、「係名」、「人員」及び「担当事務」のみを記入すること。また、支援給付業携わっている非常勤職員については、任命（勤務実態等）、服務（守秘義務等）、分限などが把握できる資料を添付すること。
- 2 他の部署を兼務している場合は「備考」欄に兼務している部課等を記入すること。
- 3 「支援給付事務経験年数」及び「生活保護事務経験年数」の欄は、現職経験年数を含めない年月を記入すること。
- 4 「担当事務」欄には、支援給付関係事務以外の所掌事務がある場合はその所掌事務をも含めて記入すること。
- 5 支援・相談員についても記入すること。また、備考欄には雇用形態（常勤・非常勤等）を記入すること。

(2) 実施機関

実施機関名	被支援世帯数	被支援人員数	担当者		支援・相談員		非常勤職員等	
			現員	支援給付の1事務年 未経験者の数	現員	支援給付の1事務年 未経験者の数	現員	主な担当事務
	世帯	人	人	人	人	人	人	
							—	—
							—	—
合計							—	—

1 管内に被支援者が居る都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村の実施機関について記入すること。

2 「非常勤職員等」欄には、支援給付業務に携わっている非常勤職員等について記入すること。「主な担当事務」については、面接相談、関係先調査、レセプト点検等、具体的に記入すること。

3 医療支援給付の運営状況 (平成20年度)

(1) レセプトの審査方法等の状況

	レセプト 総枚数 A 枚	うち連名簿 総件数 B 件	点検内容			点検実施率		審査体制
			資格審査C 枚	内容点検		C/A %	D/A-B %	
				単月D枚	縦覧枚			
本庁								/
郡部事務所計								
市部事務所計								
合計								

- (注) 1 中核市を有する都道府県においては、それぞれの中核市ごとに本表を別に作成すること。  
 2 レセプト枚数は、支払月が年度内(4月～翌年3月)のものを計上すること。  
 3 レセプト総枚数は、支払基金による審査済みの全てのレセプト数(連名簿に記載される件数を含む)を記入すること。  
 4 「合計」欄へは、審査実数を記入すること(本庁と実施機関の両方で実施している場合、合計へは1枚と記入すること)。

(都道府県・郡部事務所内訳)

実施機関名	レセプト 総枚数 A 枚	うち連名簿 総件数 B 件	点検内容			点検実施率		審査体制
			資格審査C 枚	内容点検		C/A %	D/A-B %	
				単月D枚	縦覧枚			
小計	0	0	0	0	0			

(市部事務所内訳)

実施機関名	レセプト 総枚数 A 枚	うち連名簿 総件数 B 件	点検内容			点検実施率		審査体制
			資格審査C 枚	内容点検		C/A %	D/A-B %	
				単月D枚	縦覧枚			
小計	0	0	0	0	0			

(2) 過誤調整の状況

区 分		件 数	金 額
		枚数	円
支払基金審査結果（算定額） A			
請求確定額 B			
過 誤 調 整			C (A-B)
過 誤 調 整 の 内 訳	本庁審査	資格審査によるもの	
		内容審査によるもの	
		小 計	
	実施機関	資格審査によるもの	
		内容審査によるもの	
		小 計	
その他（ ）			
C/A			

- (注) 1 中核市を有する都道府県においては、それぞれの中核市ごとに本表を別に作成すること。  
 2 「過誤調整」欄には、再審査請求を行ったもののうち、減額又は増額されたものの件数及び金額を記入すること。  
 3 「その他」の（ ）内には、内訳の主たるものを記入すること。



(3) 移送費の支給状況（平成20年度）

実施機関名	被支援人員 A	医療支援 給付（入院外） 受給者数 B 受給率 （B/A）	移送費 支給総額 （円） C	一般的給付					例外的給付					支給額（円） G 支給率 （G/C）	
				①事項別対象者数 D 受給率（D/B）					支給額（円） E 支給率 （E/C）	②事項別対象者数 F 受給率（F/B）					
				災害	離島	転院	移植	計		障害等	へき地等	検命	往診等		計
〇〇福祉事務所	3,000	2,700 90.0%	2,830,000			15		15	80,000	30	21	35	10	96	2,750,000 97.2%
〇△福祉事務所	2,000	1,800 90.0%	800,000			10		10	60,000	18	14	12	3	47	740,000 92.5%
〇□福祉事務所	500	450 90.0%	350,000		4	3		7	80,000	5	5	6	1	17	270,000 77.1%
			0					0						0	
			0					0						0	
計	5,500	4,950 90.0%	3,980,000	0	4	28	0	32	220,000	53	40	53	14	160	3,760,000 94.5%

(注) 以下の要領に従って記入すること。

- 1 本表は給付のなされた年度末（3月）の月額について記入すること。
- 2 「①事項別対象者数」欄のa～dは、下表の種別に応じた件数を記入すること。

コード	①事項の種別 (医療支援給付運営要領の「8移送の給付」、「(1)給付の範囲」、「ア一般的給付」の(7)～(エ)による)
災害	負傷した患者が災害現場等から医療機関に救急搬送される場合
離島	離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
転院	移動困難な患者であって患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により転院する場合
移植	移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

- 3 「②事項別対象者数」欄のa～dは、下表の種別に応じた件数を記入すること。

コード	②事項の種別 (医療支援給付運営要領の「8移送の給付」、「(1)給付の範囲」、「イ例外的給付」の(7)～(エ)による)
障害等	身体障害等により、電車・バス等の利用が著しく困難なものであって、当該者が最寄りの医療機関に通院等を行う際に交通費が必要な場合
へき地等	へき地等により最寄りの医療機関に電車・バス等で通院する場合であっても、当該費用の負担が著しく高額になる場合
検命	検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合
往診等	医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要な場合

- 4 「①、②」欄は、該当する対象者数及び医療支援給付受給者に対する受給率を記入すること。

4 実施機関別自動車保有状況

(1) 総括表

(平成20年度末現在)

実施機関名	保有台数(台)			保有を認めているもの(台)				処分指導中のもの(台)					
	20年度末計	20年度末		20年度末計	20年度末			20年度末計	20年度末				
		計	所有		借用	計	所有		3ヶ月以内	借用	計	所有	借用
郡部計		0	0	0		0	0		0	0 ( )	0 ( )	0 ( )	0 ( )
市部計		0	0	0		0	0		0	0 ( )	0 ( )	0 ( )	0 ( )
合計		0	0	0		0	0		0	0 ( )	0 ( )	0 ( )	0 ( )

- (注) 1 ( )内には1年以上処分指導が継続しているものを再掲すること。  
 2 都道府県・指定都市本庁で自動車の取扱いに関するマニュアル等を作成している場合は添付すること。  
 3 3ヶ月以内の欄には、処分価値が3ヶ月以内の台数を再掲する。

## (2) 郡部

(平成20年度末現在)

実施機関名	保有台数(台)				保有を認めているもの(台)				処分指導中のもの(台)				
	20年度末計	20年度末			20年度末計	20年度末			20年度末計	20年度末			
		計	所有	借用		計	所有	3ヶ月以内		借用	計	所有	借用
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
郡部計		0	0	0						( )	( )	( )	( )

- (注) 1 ( ) 内には1年以上処分指導が継続しているものを再掲すること。  
 2 都道府県・指定都市本庁で自動車の取扱いに関するマニュアル等を作成している場合は添付すること。  
 3 3ヶ月以内の欄には、処分価値が3ヶ月以内の台数を再掲する。

(3) 市部 (平成20年度末現在)

実施機関名	保有台数(台)				保有を認めているもの(台)				処分指導中のもの(台)				
	20年度末計	20年度末			20年度末計	20年度末			20年度末計	20年度末			
		計	所有	借用		計	所有	3ヶ月以内		借用	計	所有	借用
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
		0	0	0						( )	( )	( )	( )
市部計		0	0	0						( )	( )	( )	( )

(注) 1 ( )内には1年以上処分指導が継続しているものを再掲すること。  
 2 都道府県・指定都市本庁で自動車の取扱いに関するマニュアル等を作成している場合は添付すること。  
 3 3ヶ月以内の欄には、処分価値が3ヶ月以内の台数を再掲する。

5 指定医療機関の指導等の状況

(1) 管内指定医療機関の指導の状況

区 分	個 別 指 導					一 般 指 導	
	支援給付指定医療機関数 (各年4月1日) A	計 画 数 B	実 施 数 C	計 画 率 (B/A) %	実 施 率 (C/B) %	回 数	延指導医療機関数
20年度	( )	( )	( )	( )	( )	回	か所
21年度	( )	( )	( )	( )	( )	回	か所

(注) 1 中核市を有する都道府県においては、それぞれの中核市ごとに本表を別に作成すること。

2 ( ) 内は精神科病院を再掲すること。指定医療機関の選定基準及び選定する際の資料があれば添付すること。

(2) 管内指定医療機関の検査の状況

区 分	検 査 年 月 日	指 定 医 療 機 関 名	診 療 科 目	検 査 の 内 容 ・ 結 果	処 分			返 還 措 置	
					注 意	戒 告	取 消	件 数	金 額 (円)
20年度			精神・その他						
21年度			精神・その他						

(注) 1 中核市を有する都道府県においては、それぞれの中核市ごとに本表を別に作成すること。

2 21年度については、監査資料作成時点までに実施した検査について記入すること。

3 処分欄は該当するものに○印を付すこと。

4 その他参考となる資料がある場合は添付すること。

※ 生活保護の指定を受けておらず、支援給付の指定のみを受けている医療機関について作成

6 指定介護機関の指導等の状況

(1) 管内指定介護機関の指導の状況

区分	個別指導					一般指導	
	支援給付指定介護機関数 (各年4月1日) A	計画数 B	実施数 C	計画率 (B/A) %	実施率 (C/B) %	回数	延指導介護機関数 か所
20年度						回	か所
21年度						回	か所

(注) 1 中核市を有する都道府県においては、それぞれの中核市ごとに本表を別に作成すること。

2 指定介護機関の選定基準及び選定する際の資料があれば添付すること。

(2) 管内指定介護機関の検査の状況

区分	検査年月日	指定介護機関名	検査の内容・結果	処分			返還措置	
				注意	戒告	取消	件数	金額(円)
20年度								
21年度								

(注) 1 中核市を有する都道府県においては、それぞれの中核市ごとに本表を別に作成すること。

2 21年度については、監査資料提出時点までに実施した検査について記入すること。

3 処分欄は該当するものに○印を付すこと。

4 その他参考となる資料がある場合は添付すること。

※ 生活保護の指定を受けておらず、支援給付の指定のみを受けている介護機関について作成

7 海外渡航の状況

実施機関名	渡航回数 (A+B)	渡航期間別回数		2ヶ月を超える渡航のうちやむを得ないと判断した回数 (Bの内数)	備考
		2ヶ月以内 (A)	2ヶ月超 (B)		

8 支援給付運営上の質疑要望事項

9 研究協議を要する事項

(注) 議題がある場合には事前に登録願います。

10 添付資料

- (1) 法第63条及び法第78条による返還金、徴収金等の債権管理の状況  
債権管理の状況について別紙様式1に記入し、添付すること。
- (2) 代理納付等の活用状況  
介護保険料、公営住宅家賃について、滞納状況と代理納付等の活用状況について別紙様式2に記入し、添付すること。
- (3) その他参考となる資料
  - ・本庁及び管内実施機関において取り組んでいる先駆的又は模範となる事業等があればその概要等参考となる資料
  - ・中国帰国者等への地域生活支援プログラム実施に向けた取組方針、実施状況に関する資料

(別紙様式1)法第63条、第77条及び第78条による返還金、徴収金等の債権管理の状況(平成20年度)

福祉事務所名	区分	当初発生額			19年度末			(A)のうち19年度以前調定額(B)			(A)のうち20年度調定額(C)			(A)のうち20年度収納額(D)			(A)のうち20年度不納欠損額(E)			21年度繰越額(F)			収納率 D/B+C (%)
					収納済額		債権残額(A)		債務者数	件数	金額	債務者数	件数	金額	債務者数	件数	金額	債務者数	件数	金額	債務者数	件数	
		金額	債務者数	件数	金額	金額	債務者数	件数															
〇〇市	① 平成14年度以前分																						
	平成15年度分																						
	平成16年度分																						
	② 平成17年度分																						
	③ 平成18年度分																						
	平成19年度分																						
	平成20年度分																						
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市部計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
〇〇町	④ 平成14年度以前分																						
	平成15年度分																						
	平成16年度分																						
	⑤ 平成17年度分																						
	平成18年度分																						
	平成19年度分																						
	平成20年度分																						
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
郡部計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 債務者数は、各項目の対象者を計上すること。  
 2 件数は、各項目に該当する調定分を対象とし、当該年度の個々の分割調定分も計上すること。  
 3 「収納済額」欄には、過去に不納欠損処理をしたものについても計上すること。よって「当初発生額」欄は、「収納済額」欄と「債権残額(A)」欄の合計となる。  
 4 「平成14年度以前分」中、「当初発生額」欄については、「19年度末債権残額(A)」に係る額のみを記載すること。  
 5 「平成20年度分」の記載に当たっては、「(A)のうち」とは「当初発生額のうち」と読み替えること。  
 6 資料作成時点で、20年度決算が確定していない場合にあっては、暫定数値の記載でかまわないこと(※この場合、数値の時点を明らかにすること)。  
 ※ 表記例の説明: ①債務承認をとったが払われずに不納欠損となった事例、②未処理の事例、③一部収納の事例、④分割調定としたが払われずに未処理の結果不納欠損とした事例、⑤分割調定として定期に払われている事例。



(別紙様式2)

代理納付等の活用状況

福祉事務所名	代理納付対象費用		20年度		監査直近月(平成 年 月)				未納世帯への指導状況等				備考	
					対象者	うち未納世帯数 (又は人数)		未納率(%)		未納世帯への主な指導方法	代理納付の活用を しない世帯数			代理納付を活用しない主な理由
						a	b	うち1年 以上滞納	b/a		うち1年 以上滞納	うち1年 以上滞納		
〇〇福祉事務所	介護保険料(人)													
	公営住宅家賃 (世帯)	都道府県営												
		市町村営												
	実世帯数								-	-	-	-	-	
〇△福祉事務所	介護保険料(人)													
	公営住宅家賃 (世帯)	都道府県営												
		市町村営												
	実世帯数								-	-	-	-	-	
合 計	介護保険料(人)													
	公営住宅家賃 (世帯)	都道府県営												
		市町村営												
	実世帯数								-	-	-	-	-	

(注)以下の要領に従って記入すること。

- 1 「未納世帯数(又は人数)」の年度欄は、年度末現在における状況について記入すること。
- 2 「介護保険料」については、代理納付の要件(介護保険料加算相当額以上の生活支援給付費が支給されている)を満たさない者を除く。
- 3 「公営住宅家賃」については、収入充当により住宅支援給付を占める支援給付費の全部または一部が支給されない場合を除く。
- 4 「うち1年以上滞納」欄については、監査直近月を含む過去1年間にわたり滞納を続けている世帯(者)について記入すること。  
例: 監査直近月が平成21年9月であれば、20年10月から21年9月の間、滞納を続けている世帯(者)について記入する。

第11 平成20年度戦没者遺骨収集、慰霊巡拝等実施状況

平成21年2月3日現在

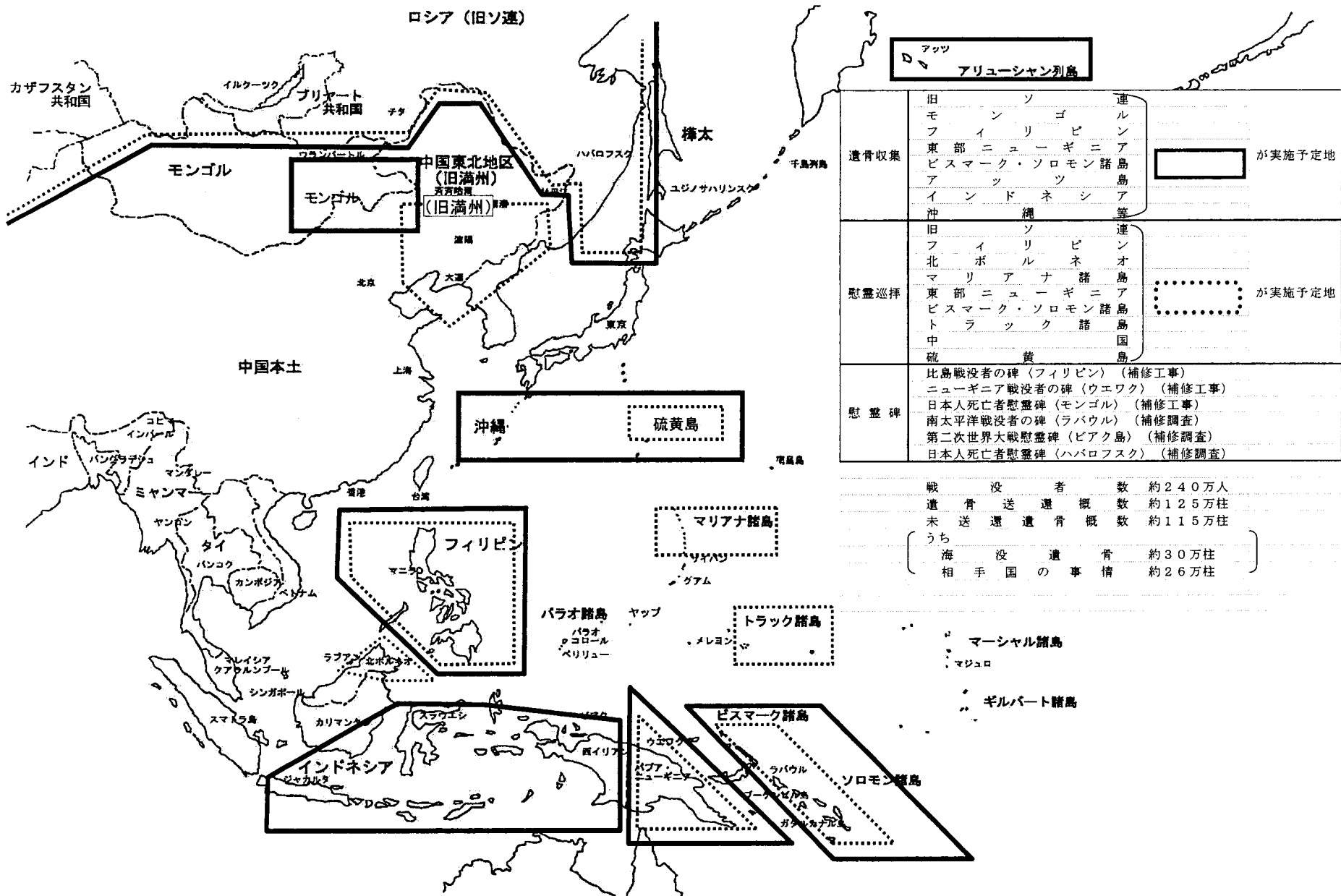
1 遺骨収集等

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			遺骨送還 数(柱)	備 考
		政府職員等	民間協力者	計		
【旧ソ連地域】						
イルーツク州	20.10.3～10.17	2	0	2	50	
ザバイカル地方	20.8.21～9.9 20.9.5～9.19	4	10	14	257	
小 計		6	10	16	307	
【南方地域等】						
フィリピン	20.6.30～7.11 20.11.17～11.26 20.1.20～2.3	10	60	70	811	
東部ニューギニア	20.11.10～11.28	3	13	16	114	
ソロモン諸島	20.9.22～10.9	2	10	12	146	
硫黄島	20.6.29～7.14 20.6.29～7.15 20.11.26～12.11	9	88	97	12	
モンゴル(ノモンハン)	20.8.25～9.9	3	5	8	24	
サハリン州(樺太)	20.8.19～8.27	2	0	2	3	
小 計		29	176	205	1110	
合 計		35	186	221	1417	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			備 考
		政府職員等	遺 族	計	
【旧ソ連地域】					
アルタイ地方及びケメロボ州	20.9.6～9.18	2	30	32	
ハバロフスク地方及びユダヤ自治州	20.9.14～9.22	2	14	16	
ロシア連邦沿海地方	20.10.4～10.16	2	7	9	
ウズベキスタン共和国	20.10.8～10.15	2	16	18	
小 計		8	67	75	
【南方地域等】					
中国東北地区	20.9.22～10.3	1	9	10	
ビスマーク・ソロモン諸島	20.9.6～9.13	3	13	16	
インドネシア	20.9.23～10.1	2	14	16	
パラオ諸島	20.10.2～10.9	2	13	15	
東部ニューギニア	20.10.18～10.25	4	31	35	
フィリピン	20.11.12～11.21	6	55	61	
硫黄島	20.12.1～12.3	5	35	40	
小 計		23	170	193	
合 計		31	237	268	

第12 平成21年度 戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等 予定地域概見図



アッツ アリューシャン列島	
遺骨収集	旧ソ連 モンゴリア 東部ニューギニア ビスマーク・ソロモン諸島 インドネシア 沖繩 等
慰霊巡拝	旧ソ連 北ボルネオ マリアナ諸島 東部ニューギニア ビスマーク・ソロモン諸島 トラック諸島 中硫黄
慰霊碑	比島戦没者の碑(フィリピン) (補修工事) ニューギニア戦没者の碑(ウエワク) (補修工事) 日本人死亡者慰霊碑(モンゴル) (補修工事) 南太平洋戦没者の碑(ラバウル) (補修調査) 第二次世界大戦慰霊碑(ビアク島) (補修調査) 日本人死亡者慰霊碑(ハバロフスク) (補修調査)

戦没者数 約240万人  
 遺骨送還概数 約125万柱  
 未送還遺骨概数 約115万柱  
 (うち 海没遺骨 約30万柱  
 相手国の事情 約26万柱)

### 第13 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成21年2月末日現在

番号	都道府県名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
1	北海道	2	12	8	6	3	31
2	青森	2	5	9	1	2	19
3	岩手	1	2	8	6	3	20
4	宮城	1	1	4	1	1	8
5	秋田	0	1	2	1	2	6
6	山形	0	2	4	3	2	11
7	福島	2	2	6	1	1	12
8	茨城	1	3	2	4	2	12
9	栃木	1	3	3	0	0	7
10	群馬	1	0	3	4	4	12
11	埼玉	1	9	10	4	8	32
12	千葉	4	2	12	11	3	32
13	東京	3	5	11	15	9	43
14	神奈川	2	3	9	5	4	23
15	新潟	1	3	1	0	2	7
16	富山	0	1	1	2	1	5
17	石川	0	1	1	1	2	5
18	福井	0	0	1	0	2	3
19	山梨	0	1	5	2	1	9
20	長野	1	2	3	3	9	18
21	岐阜	1	1	1	3	1	7
22	静岡	1	1	6	5	9	22
23	愛知	1	7	4	8	1	21
24	三重	0	3	4	4	2	13
25	滋賀	1	0	3	1	1	6
26	京都	1	0	3	0	1	5
27	大阪	2	6	8	7	6	29
28	兵庫	1	5	8	4	3	21
29	奈良	1	2	6	2	0	11
30	和歌山	3	0	4	3	1	11
31	鳥取	2	0	1	1	0	4
32	島根	0	1	3	4	1	9
33	岡山	1	3	5	0	4	13
34	広島	1	6	7	17	9	40
35	山口	1	4	8	2	7	22
36	徳島	0	1	1	1	0	3
37	香川	0	3	0	0	0	3
38	愛媛	0	1	3	0	2	6
39	高知	1	0	4	1	3	9
40	福岡	1	5	10	8	4	28
41	佐賀	0	0	1	1	1	3
42	長崎	2	0	0	2	0	4
43	熊本	0	3	1	1	7	12
44	大分	0	0	1	0	2	3
45	宮崎	0	3	0	5	2	10
46	鹿児島	1	6	3	4	6	20
47	沖縄	0	0	0	0	1	1
計		45	119	198	154	135	651

注 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

## 第14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について

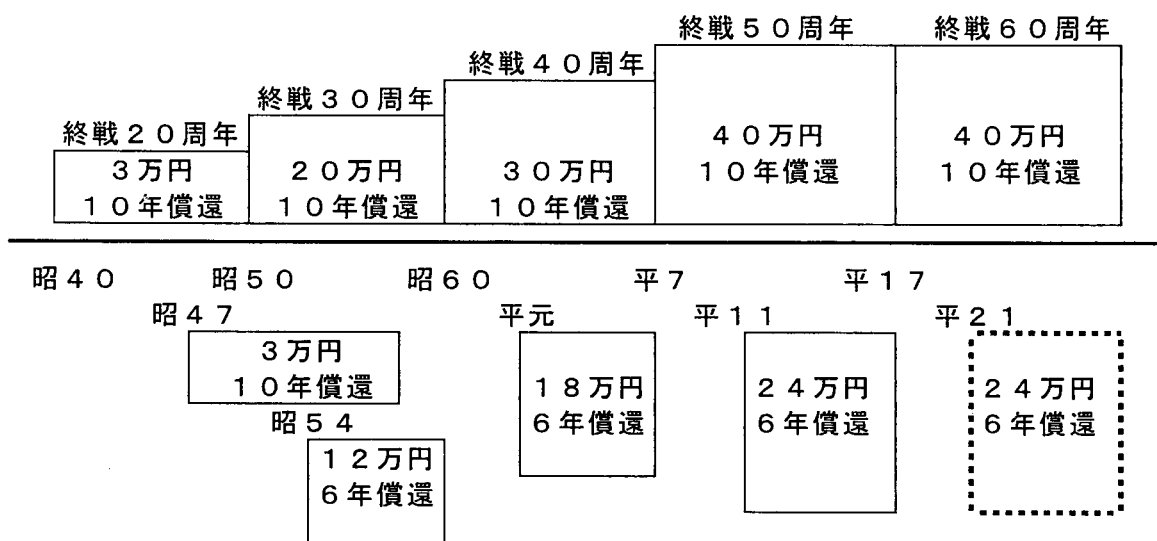
戦没者等の遺族の処遇改善を図るため、本年の通常国会に「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案」を提出中である。

### 【法案の概要】

戦没者等の遺族について、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対して特別弔慰金（24万円 6年償還の記名国債）を支給する改正を行う。

（平成21年4月1日施行予定）

※受給者の見込み：約50,000件



### （参考）

#### 1. 特別弔慰金支給法の概要

- 先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年という特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すために支給。
- 対象者は、戦没者等の遺族（三親等内親族）であって、他に恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受けている遺族（主として配偶者）がいない者。

#### 2. 今回の特別弔慰金の趣旨

- 前回支給した特別弔慰金の基準日（平成17年4月1日）以降、公務扶助料や遺族年金等の受給権者が失権（死亡）するケースが多数生じていることから、残された遺族に対して国として弔慰の意を表すため支給することとするもの。

## 第15 時効失権防止対策について

### 1 平成21年改正予定の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

平成21年に改正を予定している特別弔慰金の請求期間については、改正法の施行日から3年間である。

この時効失権防止対策として、厚生労働省では、公務扶助料等の失権者リストを活用し、公務扶助料等の未支給年金の受給者である相続人などに対して、厚生労働省からの制度案内を実施する予定である。

また、制度周知のためのポスター、リーフレットを作成し、各都道府県を通じて配布していただくとともに、政府広報を行う予定である。

なお、都道府県、市区町村におかれても、厚生労働省による制度案内の後において、未請求者に対する電話連絡等の更なる制度案内の実施及び広報紙等を利用した広報などにより、きめ細かな制度案内をお願いいたしたいと考え、平成21年度予算案において、時効失権対策として新たに約30,000千円を計上したところである。

### 2 平成18年改正の戦傷病者等の妻に対する特別給付金等について

#### (1) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

平成18年に改正された戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、平成21年9月30日に請求期限が到来するので、恩給システム及び援護年金システムの受給者情報と特別給付金を請求済の者とを突合し、未請求者を抽出したリストを各都道府県に配布したところであり、当該リストによる制度案内をお願いいたしたい。

なお、平成21年6月を目途に、再度突合作業を行い、未請求者を抽出したリストを送付する予定であるので承知願いたい。

また、広報紙を利用した広報などにより、時効失権防止に努められたい。

#### (2) 平成21年度内に請求期限が到来する特別給付金

次の特別給付金については、平成21年9月30日に請求期限が到来するので、広報及び未請求者リスト等による受給権者に対する制度案内により、時効失権防止に努められるようお願いいたしたい。

- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金
  - 第二十二回特別給付金国庫債券「は号」
  - 第十七回特別給付金国庫債券「を号」
  - 第十回特別給付金国庫債券「つ号」
  - 第四回特別給付金国庫債券「な号」
- ・ 戦没者の父母等に対する特別給付金
  - 第二十一回特別給付金国庫債券「に号」

## 第 16 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

### 1 平成 21 年度における援護年金の改定率

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成 21 年度における改定率を、0.976 とする予定(本年度末、改定率の改定等に関する政令を改正予定)。

なお、改定率が 1 を下回るため、援護年金の年金額は据え置きとなる。

### 2 平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの遺族年金等の額の引上げ

1にかかわらず、平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの月分の遺族年金・遺族給与金(平病死の一部と併発死)の額を、恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ(16,100 円)に準拠し、引き上げる予定(1とは別途、改定率の改定等に関する政令を改正予定)。

#### ○遺族年金・遺族給与金(年額)

	H19 年 10 月以前	H19 年 10 月～	H20 年 10 月～	H21 年 10 月～(案)	H22 年 10 月～	H23 年 10 月～
①公務死	1,962,500 (72,000)	1,966,800 (72,000)				
②勤務関連死 平病死(公務重症)	1,559,500 (56,000)	1,568,700 (56,200)	1,573,500 (56,400)			
③平病死(公務軽症) 平病死(勤務関連重症)	503,750	514,550	525,350	541,450 (政令で規定)	未定	557,600
④平病死(勤務関連軽症) 併発死(公務傷病)	402,550	413,350	424,150	440,250 (政令で規定)	未定	456,400
⑤併発死(勤務関連傷病)	281,150	291,950	302,750	318,850 (政令で規定)	未定	335,000

※ 5 年計画を 4 年計画に前倒しした 3 年目

※ 括弧内は後順位者の額

## 第17 平成21年度における援護年金の額の改定

### I 障害年金の額（平成20年度と同額）

#### 1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成21年4月からの額	現行額	平成21年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

#### 2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成21年4月からの額
特別項症	配偶者	193,200円	現行どおり
第1款症	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	2人まで1人につき 現行どおり 3人目から1人につき 現行どおり
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

#### 3 特別加給

障害の程度	現行額	平成21年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症	210,000	現行どおり
第2項症		

### II 障害一時金の額（平成20年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成21年4月からの額	現行額	平成21年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

### III 遺族年金・遺族給与金の額

#### 1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成21年10月からの額(案)	現行額	平成21年10月からの額(案)
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500	現行どおり	56,400	現行どおり
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	525,350 424,150	541,450 440,250	- -	- -
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	424,150 302,750	440,250 318,850	- -	- -

※ 障害者遺族特例年金・給与金、特設年金・給与金の引上げ（政令で規定予定）。恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ16,100円に準拠（5年計画を4年計画に前倒しした3年目）。

#### 2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成21年10月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000	現行どおり	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。



第18 戦没者等の妻に対する特別給付金（第二十二回特別給付金）請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	2,840	582	553	2,811	0
2 青森	1,802	172	290	1,920	0
3 岩手	2,389	173	371	2,587	0
4 宮城	2,759	467	485	2,766	11
5 秋田	1,795	150	482	2,127	0
6 山形	1,642	167	506	1,980	1
7 福島	2,781	326	780	3,234	1
8 茨城	3,134	726	620	3,028	0
9 栃木	1,862	454	534	1,942	0
10 群馬	1,792	367	500	1,925	0
11 埼玉	4,435	2,328	535	2,640	2
12 千葉	5,182	2,187	615	3,610	0
13 東京	6,822	3,828	3,538	6,525	7
14 神奈川	5,121	3,087	805	2,834	5
15 新潟	3,755	306	1,017	4,464	2
16 富山	2,058	199	376	2,235	0
17 石川	2,161	244	453	2,368	2
18 福井	2,002	166	461	2,297	0
19 山梨	1,211	184	438	1,464	1
20 長野	2,912	421	751	3,241	1
21 岐阜	2,944	527	665	3,080	2
22 静岡	5,405	848	712	5,269	0
23 愛知	7,621	1,626	980	6,974	1
24 三重	3,968	506	753	4,213	2
25 滋賀	2,162	429	637	2,370	0
26 京都	3,571	1,045	811	3,337	0
27 大阪	7,545	3,793	2,169	5,917	4
28 兵庫	6,117	2,087	1,334	5,361	3
29 奈良	2,201	710	477	1,967	1
30 和歌山	2,570	336	641	2,875	0
31 鳥取	1,556	208	312	1,660	0
32 島根	2,290	163	515	2,642	0
33 岡山	3,613	563	808	3,853	5
34 広島	5,537	936	1,071	5,667	5
35 山口	3,357	553	751	3,553	2
36 徳島	2,206	192	605	2,618	1
37 香川	2,547	325	659	2,881	0
38 愛媛	3,122	356	819	3,584	1
39 高知	2,712	161	486	3,036	1
40 福岡	6,250	1,712	1,221	5,746	13
41 佐賀	1,793	281	773	2,285	0
42 長崎	2,726	438	915	3,201	2
43 熊本	3,974	488	1,012	4,493	5
44 大分	2,447	378	672	2,737	4
45 宮崎	2,952	327	452	3,076	1
46 鹿児島	4,821	341	1,381	5,851	10
47 沖縄	4,867	51	132	4,946	2
48 厚労省	0	0	6	6	0
合計	159,329	35,914	35,873	159,190	98

第19 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十三回特別給付金）請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	533	68	64	521	8
2 青森	191	11	37	216	1
3 岩手	339	15	33	352	5
4 宮城	362	40	40	356	6
5 秋田	203	9	44	235	3
6 山形	297	11	63	345	4
7 福島	521	26	100	587	8
8 茨城	575	63	77	587	2
9 栃木	294	31	66	328	1
10 群馬	331	48	55	327	11
11 埼玉	399	165	51	280	5
12 千葉	509	141	64	428	4
13 東京	789	475	220	491	43
14 神奈川	558	323	32	231	36
15 新潟	713	14	141	830	10
16 富山	211	8	29	230	2
17 石川	221	22	25	218	6
18 福井	220	9	41	250	2
19 山梨	186	12	47	216	5
20 長野	642	26	100	712	4
21 岐阜	503	41	97	556	3
22 静岡	648	75	60	626	7
23 愛知	720	174	60	592	14
24 三重	369	28	72	413	0
25 滋賀	207	32	40	215	0
26 京都	367	89	60	338	0
27 大阪	583	299	115	390	9
28 兵庫	787	182	110	710	5
29 奈良	211	53	40	198	0
30 和歌山	399	32	63	429	1
31 鳥取	179	7	29	199	2
32 島根	333	9	62	382	4
33 岡山	512	48	62	525	1
34 広島	654	70	87	666	5
35 山口	448	53	63	453	5
36 徳島	274	4	46	311	5
37 香川	385	24	51	409	3
38 愛媛	319	13	71	372	5
39 高知	341	5	43	379	0
40 福岡	813	198	87	680	22
41 佐賀	256	19	90	326	1
42 長崎	498	44	61	514	1
43 熊本	630	44	95	664	17
44 大分	320	26	53	344	3
45 宮崎	370	23	37	383	1
46 鹿児島	839	27	130	931	11
47 沖縄	440	2	20	458	0
48 厚労省	0	0	2	2	0
合計	20,499	3,138	3,135	20,205	291

第20 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十四回特別給付金)請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	0	0	0	0	0
2 青森	1	0	0	1	0
3 岩手	0	0	0	0	0
4 宮城	0	0	0	0	0
5 秋田	1	1	0	0	0
6 山形	0	0	1	1	0
7 福島	2	0	0	2	0
8 茨城	1	0	0	1	0
9 栃木	0	0	0	0	0
10 群馬	0	0	0	0	0
11 埼玉	1	0	0	1	0
12 千葉	1	1	0	0	0
13 東京	0	0	1	1	0
14 神奈川	0	0	0	0	0
15 新潟	1	0	0	1	0
16 富山	1	0	0	1	0
17 石川	1	0	0	1	0
18 福井	1	0	0	1	0
19 山梨	0	0	0	0	0
20 長野	1	0	0	1	0
21 岐阜	0	0	0	0	0
22 静岡	1	0	1	2	0
23 愛知	1	0	1	2	0
24 三重	1	0	0	1	0
25 滋賀	1	0	0	1	0
26 京都	4	2	0	2	0
27 大阪	0	0	0	0	0
28 兵庫	2	0	0	2	0
29 奈良	0	0	0	0	0
30 和歌山	1	0	0	1	0
31 鳥取	0	0	0	0	0
32 島根	6	0	0	5	1
33 岡山	2	0	0	2	0
34 広島	6	0	1	7	0
35 山口	4	1	0	3	0
36 徳島	1	0	0	1	0
37 香川	0	0	1	1	0
38 愛媛	0	0	0	0	0
39 高知	2	0	0	2	0
40 福岡	2	1	0	1	0
41 佐賀	1	0	0	1	0
42 長崎	3	1	1	3	0
43 熊本	5	1	0	4	0
44 大分	1	0	0	1	0
45 宮崎	0	0	0	0	0
46 鹿児島	1	0	1	2	0
47 沖縄	10	0	0	10	0
48 厚労省	0	0	0	0	0
合計	67	8	8	66	1

第21 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第八回特別弔慰金）請求書の処理状況調

平成20年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	32,439	4,866	3,399	30,322	650
2 青森	15,439	877	2,146	16,664	44
3 岩手	19,606	838	2,866	21,218	416
4 宮城	25,282	2,395	3,775	26,261	401
5 秋田	18,143	566	3,788	21,341	24
6 山形	19,991	588	4,622	23,962	63
7 福島	26,019	1,647	6,152	30,457	67
8 茨城	30,174	4,111	4,990	30,990	63
9 栃木	19,574	2,181	4,285	21,658	20
10 群馬	21,830	2,221	3,812	23,325	96
11 埼玉	36,505	15,277	3,129	24,187	170
12 千葉	36,752	13,471	3,644	26,905	20
13 東京	48,983	28,670	15,385	35,639	59
14 神奈川	39,909	22,306	3,505	21,086	22
15 新潟	37,299	1,186	7,987	43,943	157
16 富山	12,279	703	2,221	13,794	3
17 石川	13,642	1,067	2,785	15,346	14
18 福井	15,045	695	2,949	17,248	51
19 山梨	10,316	677	2,784	12,388	35
20 長野	25,790	1,544	5,062	29,024	284
21 岐阜	27,141	2,832	4,552	28,841	20
22 静岡	40,755	4,067	4,379	41,015	52
23 愛知	55,006	12,108	4,631	47,478	51
24 三重	28,983	2,455	5,337	31,827	38
25 滋賀	17,373	2,609	3,570	18,324	10
26 京都	27,341	5,955	4,994	26,344	36
27 大阪	56,211	29,354	9,231	35,941	147
28 兵庫	51,952	14,213	7,605	44,854	490
29 奈良	17,204	4,480	3,264	15,945	43
30 和歌山	18,837	1,682	4,208	21,342	21
31 鳥取	10,761	751	2,149	12,131	28
32 島根	15,208	583	3,642	18,253	14
33 岡山	26,644	2,927	4,801	28,466	52
34 広島	38,969	4,463	6,834	41,275	65
35 山口	22,552	2,800	4,285	24,002	35
36 徳島	16,444	726	3,976	19,647	47
37 香川	16,914	1,285	3,941	19,525	45
38 愛媛	21,443	1,436	5,205	25,067	145
39 高知	15,184	632	2,961	17,455	58
40 福岡	50,145	12,575	7,578	44,155	993
41 佐賀	14,997	1,417	5,200	18,721	59
42 長崎	26,880	2,408	7,234	31,503	203
43 熊本	29,994	2,293	6,828	34,364	165
44 大分	20,308	1,825	4,910	23,364	29
45 宮崎	20,570	1,903	3,285	21,890	62
46 鹿児島	31,456	1,392	9,230	39,233	61
47 沖縄	60,618	301	2,129	62,376	70
48 厚労省	0	0	7	6	1
合計	1,284,907	225,358	225,252	1,279,102	5,699

## 第22 都道府県別援護年金受給者数

平成20年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	36	218	67	321
青森	7	162	27	196
岩手	24	197	30	251
宮城	25	282	49	356
秋田	5	108	10	123
山形	10	121	22	153
福島	23	178	46	247
茨城	20	164	58	242
栃木	18	109	23	150
群馬	14	136	22	172
埼玉	33	261	66	360
千葉	30	330	69	429
東京	95	525	143	763
神奈川	41	399	92	532
新潟	24	299	46	369
富山	13	105	16	134
石川	18	199	34	251
福井	13	129	24	166
山梨	8	63	22	93
長野	29	194	43	266
岐阜	25	225	47	297
静岡	43	401	83	527
愛知	84	466	210	760
三重	37	289	58	384
滋賀	14	133	26	173
京都	23	240	59	322
大阪	65	566	101	732
兵庫	58	516	89	663
奈良	10	137	33	180
和歌山	24	181	32	237
鳥取	8	119	26	153
島根	22	171	35	228
岡山	56	344	57	457
広島	228	535	373	1,136
山口	64	310	82	456
徳島	15	176	29	220
香川	19	186	30	235
愛媛	35	252	47	334
高知	27	283	23	333
福岡	60	475	104	639
佐賀	11	143	40	194
長崎	74	281	168	523
熊本	47	265	71	383
大分	24	201	42	267
宮崎	24	248	65	337
鹿児島	76	509	101	686
沖縄	563	627	2,044	3,234
外国居住	13	13	32	58
合計	2,235	12,471	5,016	19,722

## 第23 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

### (1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成21年1月末現在

区分	平成18年度 迄累計	平成19年度	平成20年度 (平21.1末)	計
1. 加算改定	816,098	101	24	816,223
2. 一時恩給	694,881	525	524	695,930
3. 普通恩給	1,126,049	104	91	1,126,244
4. その他	3,156,825	262	178	3,157,265
計	5,793,853	992	817	5,795,662

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定を言う。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）を言う。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）を言う。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給を言う。

## (2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成21年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	18年度	19年度	20年度 (H21.1末)	18年度	19年度	20年度 (H21.1末)
	1 北海道	17	23	34	12	19
2 青森	12	10	6	6	10	2
3 岩手	6	8	7	3	2	2
4 宮城	2	3	8	28	5	7
5 秋田	3	3	2	4	4	3
6 山形	2	19	15	1	4	1
7 福島	18	26	20	2	7	4
8 茨城	7	10	8	10	2	1
9 栃木	5	7	2	18	2	2
10 群馬	4	3	8	7	5	2
11 埼玉	9	10	20	2	9	0
12 千葉	11	34	25	6	5	7
13 東京	23	55	65	15	17	15
14 神奈川	7	17	11	3	7	5
15 新潟	15	46	14	8	6	4
16 富山	1	19	10	2	0	3
17 石川	2	3	7	2	0	0
18 福井	3	3	2	6	1	10
19 山梨	4	7	10	1	1	2
20 長野	6	10	10	6	11	9
21 岐阜	4	5	7	4	2	1
22 静岡	6	10	16	4	6	7
23 愛知	5	30	35	9	9	4
24 三重	2	4	11	3	1	4
25 滋賀	1	7	4	2	4	2
26 京都	1	5	5	5	4	1
27 大阪	7	12	16	6	11	11
28 兵庫	29	36	34	9	13	13
29 奈良	0	6	9	1	4	1
30 和歌山	5	8	8	2	2	3
31 鳥取	0	8	3	2	2	3
32 島根	2	2	3	0	5	2
33 岡山	0	3	2	9	6	5
34 広島	6	10	15	10	7	3
35 山口	3	8	8	13	2	1
36 徳島	4	1	5	5	2	1
37 香川	10	13	4	6	6	5
38 愛媛	7	16	6	10	18	4
39 高知	7	11	9	5	4	3
40 福岡	18	22	28	12	11	9
41 佐賀	2	5	10	2	4	1
42 長崎	13	6	10	4	6	1
43 熊本	4	6	13	3	2	5
44 大分	3	5	5	3	4	4
45 宮崎	5	4	1	5	3	2
46 鹿児島	14	27	26	2	6	6
47 沖縄	1	2	1	1	6	0
合計	316	588	578	279	267	194
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳 (平成21年1月1日現在)

(単位：人)

身分 地域		軍人軍属		一般邦人	合計
		陸軍	海軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)	2		* 7	9
	樺太			* 39	39
中国		15		* 297	312
北朝鮮				48	48
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン			1	1
	マリア諸島			1	1
	韓国			9	9
合計		18	0	402	420

(注) \*印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次(最終消息)別内訳 (平成21年1月1日現在)

(単位：人)

地域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成13年の間に 最終生存資料の ある者	平成14年以降 に最終生存資料 のある者	合計
	旧ソ連		9	39	
中国		224	78	10	312
北朝鮮		6	39	3	48
その他 (南方等)		12	0	0	12
合計		251	156	13	420